

第 4 2 号議案

久留米市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 2 年 7 月 2 7 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市教育委員会の会議において、テレビ会議等による開催を行う必要が生じているため、規則の一部を改正するものである。

久留米市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

久留米市教育委員会会議規則（昭和31年久留米市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2章を削る。

第1章中第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による会議）

第5条 委員会は、教育長が必要と認めるときは、各委員が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を行うことができる。

2 前項の方法によって会議を行う場合には、当該会議に必要な装置が設置された場所であって教育長が相当と認める場所を指定して行うものとする。

第3章中第11条を第10条とする。

第12条の前の見出しを削り、同条を第11条とし、同条の前に見出しとして「(動議)」を付し、第13条を第12条とする。

第14条の前の見出しを削り、同条を第13条とし、同条の前に見出しとして「(発言)」を付し、第15条を第14条とする。

第16条の前の見出しを削り、同条を第15条とし、同条の前に見出しとして「(討論)」を付し、第17条を第16条とし、第18条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

第21条の前の見出しを削り、同条を第20条とし、同条の前に見出しとして「(投票)」を付し、第22条を第21条とし、第23条から第25条までを1条ずつ繰り上げる。

第3章を第2章とする。

第4章中第26条を第25条とし、第27条を第26条とし、第28条を第27条とし、同章を第3章とする。

第5章中第29条を第28条とし、第30条を第29条とし、同章を

第 4 章とする。

附 則

この規則は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

久留米市教育委員会会議規則（平成27年3月30日教育委員会規則第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に基き、久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議、その他議事の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（平27教規則14・一部改正）</p> <p>（会議及び招集）</p> <p>第2条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月25日に招集する。</p> <p>3 特別の事情により、前項の期日によりがたいときは、教育長は期日を変更することができる。</p> <p>4 臨時会は、教育長が必要と認めたとき、又は委員2人以上の者から書面により会議に付議すべき事件を示して請求があつたときに招集する。</p> <p>（昭38教規則1・全改、昭48教規則6・昭60教規則1・平13教規則8・平27教規則14・一部改正）</p> <p>第3条 会議の招集は、会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事件を、あらかじめ各委員に通知して行う。</p> <p>2 会議の通知を行つた後に急施を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず直ちにこれを会議に付議することができる。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に基き、久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議、その他議事の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（平27教規則14・一部改正）</p> <p>（会議及び招集）</p> <p>第2条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月25日に招集する。</p> <p>3 特別の事情により、前項の期日によりがたいときは、教育長は期日を変更することができる。</p> <p>4 臨時会は、教育長が必要と認めたとき、又は委員2人以上の者から書面により会議に付議すべき事件を示して請求があつたときに招集する。</p> <p>（昭38教規則1・全改、昭48教規則6・昭60教規則1・平13教規則8・平27教規則14・一部改正）</p> <p>第3条 会議の招集は、会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事件を、あらかじめ各委員に通知して行う。</p> <p>2 会議の通知を行つた後に急施を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず直ちにこれを会議に付議することができる。</p>

現行	改正後（案）
<p>(昭38教規則1・全改、平13教規則8・一部改正)</p> <p>(参集)</p> <p>第4条 委員は招集された日時までに指定の場所に参加し、出席簿に署名しなければならない。</p> <p>2 委員は招集に応ずることができないときは、その事由を具して、会議開会前までに教育長に届け出なければならない。</p> <p>(平27教規則14・一部改正)</p> <p>(議席)</p> <p>第5条 委員の議席は、新たに委員が任命された最初の教育委員会において抽せんで、これを定める。</p> <p>2 補欠の委員の議席は前任者の議席とする。</p> <p>(平13教規則8・平27教規則14・一部改正)</p> <p>(会期)</p> <p>第6条 会議の会期は3日以内とする。ただし、教育長が必要であると認めるときは、会議に諮り会期を延長することができる。</p> <p>(平13教規則8・平27教規則14・一部改正)</p> <p>(会議時間)</p> <p>第7条 会議時間は午前10時から午後5時までとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、会議に諮りこれを変更することができる。</p> <p>(平13教規則8・平27教規則14・一部改正)</p>	<p>(昭38教規則1・全改、平13教規則8・一部改正)</p> <p>(参集)</p> <p>第4条 委員は招集された日時までに指定の場所に参加し、出席簿に署名しなければならない。</p> <p>2 委員は招集に応ずることができないときは、その事由を具して、会議開会前までに教育長に届け出なければならない。</p> <p>(平27教規則14・一部改正)</p> <p><u>(映像等の送受信による通話の方法による会議)</u></p> <p>第5条 <u>委員会は、教育長が必要と認めるときは、次項で定めるところにより、各委員が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項に規定する方法によって会議を行う場合には、当該会議に必要な装置が設置された場所であつて教育長が相当と認める場所を指定して行うものとする。</u></p> <p>(議席)</p> <p>第6条 委員の議席は、新たに委員が任命された最初の教育委員会において抽せんで、これを定める。</p> <p>2 補欠の委員の議席は前任者の議席とする。</p> <p>(平13教規則8・平27教規則14・一部改正)</p>

現行	改正後（案）
<p>（会議の公開）</p> <p>第8条 会議は公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。</p> <p>2 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。</p> <p>（平13教規則8・全改、平27教規則14・一部改正）</p> <p>第2章 削除</p> <p>（平27教規則14）</p> <p>第9条及び第10条 削除</p> <p>（平27教規則14）</p> <p>第3章 会議</p> <p>（会議の開閉等）</p> <p>第11条 会議の開会、閉会、延会、散会、中止及び休憩は教育長が行う。</p> <p>（平13教規則8・平27教規則14・一部改正）</p> <p>（動議）</p> <p>第12条 委員は動議を提出することができる。</p> <p>2 動議が提出されたときは、教育長は会議に諮つてこれを議題としなければならない。</p> <p>（平13教規則8・平27教規則14・一部改正）</p>	<p>（会期）</p> <p>第7条 会議の会期は3日以内とする。ただし、教育長が必要であると認めたときは、会議に諮り会期を延長することができる。</p> <p>（平13教規則8・平27教規則14・一部改正）</p> <p>（会議時間）</p> <p>第8条 会議時間は午前10時から午後5時までとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、会議に諮りこれを変更することができる。</p> <p>（平13教規則8・平27教規則14・一部改正）</p> <p>（会議の公開）</p> <p>第9条 会議は公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。</p> <p>2 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。</p> <p>（平13教規則8・全改、平27教規則14・一部改正）</p> <p>第2章 会議</p> <p>（会議の開閉等）</p> <p>第10条 会議の開会、閉会、延会、散会、中止及び休憩は教育長が行う。</p> <p>（平13教規則8・平27教規則14・一部改正）</p>

現行	改正後（案）
<p>（動議）</p> <p>第12条 委員は動議を提出することができる。</p> <p>2 動議が提出されたときは、教育長は会議に諮つてこれを議題としなければならない。</p> <p>（平13教規則8・平27教規則14・一部改正）</p> <p>第13条 否決された動議はその会期中に再び提出することができない。</p> <p>（発言）</p> <p>第14条 動議を提出し、又は討論しようとする者は、教育長の許可を得て発言しなければならない。</p> <p>2 委員が2人以上発言を求めたときは、教育長は先に発言したと認められた者に指名して発言させるものとする。</p> <p>（平13教規則8・平27教規則14・一部改正）</p> <p>第15条 一の議題の審議中は他の議題について発言することはできない。</p> <p>（討論）</p> <p>第16条 討論は必ず教育長に向つて、これをなし委員相互に応答することはできない。</p> <p>（平27教規則14・一部改正）</p> <p>第17条 討論については、教育長は賛成者及び反対者をしてなるべく交互に発言させなければならない。</p>	<p>（動議）</p> <p><u>第11条</u> 委員は動議を提出することができる。</p> <p>2 動議が提出されたときは、教育長は会議に諮つてこれを議題としなければならない。</p> <p>（平13教規則8・平27教規則14・一部改正）</p> <p><u>第12条</u> 否決された動議はその会期中に再び提出することができない。</p> <p>（発言）</p> <p><u>第13条</u> 動議を提出し、又は討論しようとする者は、教育長の許可を得て発言しなければならない。</p> <p>2 委員が2人以上発言を求めたときは、教育長は先に発言したと認められた者に指名して発言させるものとする。</p> <p>（平13教規則8・平27教規則14・一部改正）</p> <p><u>第14条</u> 一の議題の審議中は他の議題について発言することはできない。</p> <p>（討論）</p> <p><u>第15条</u> 討論は必ず教育長に向つて、これをなし委員相互に応答することはできない。</p> <p>（平27教規則14・一部改正）</p> <p><u>第16条</u> 討論については、教育長は賛成者及び反対者をしてなるべく交互に発言させなければならない。</p>

現行	改正後（案）
<p>(平13教規則8・平27教規則14・一部改正)</p> <p>第18条 教育長は討論が終つたとき、又は討論が終らなくとも論旨がすでに尽きたと認めたときは、討論の終結を宣告しなければならない。</p> <p>(平13教規則8・平27教規則14・一部改正)</p> <p>(採決)</p> <p>第19条 教育長は採決しようとするときは、その旨を宣告しなければならない。</p> <p>2 前項の採決は挙手により行うものとする。ただし、教育長において必要があると認めたときは、無記名投票により採決することができる。</p> <p>(平27教規則14・一部改正)</p> <p>(修正動議の採決)</p> <p>第20条 修正の動議は、原案に先立つて可否を決する。</p> <p>2 修正の動議が数個あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。</p> <p>3 修正の動議がすべて否決されたときは原案について採決する。</p> <p>(平13教規則8・一部改正)</p> <p>(投票)</p> <p>第21条 投票を行うときは、別表に定める様式の投票用紙に自ら記載してこれを投票箱に入れなければならない。</p>	<p>(平13教規則8・平27教規則14・一部改正)</p> <p>第17条 教育長は討論が終つたとき、又は討論が終らなくとも論旨がすでに尽きたと認めたときは、討論の終結を宣告しなければならない。</p> <p>(平13教規則8・平27教規則14・一部改正)</p> <p>(採決)</p> <p>第18条 教育長は採決しようとするときは、その旨を宣告しなければならない。</p> <p>2 前項の採決は挙手により行うものとする。ただし、教育長において必要があると認めたときは、無記名投票により採決することができる。</p> <p>(平27教規則14・一部改正)</p> <p>(修正動議の採決)</p> <p>第19条 修正の動議は、原案に先立つて可否を決する。</p> <p>2 修正の動議が数個あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。</p> <p>3 修正の動議がすべて否決されたときは原案について採決する。</p> <p>(平13教規則8・一部改正)</p> <p>(投票)</p> <p>第20条 投票を行うときは、別表に定める様式の投票用紙に自ら記載してこれを投票箱に入れなければならない。</p>

現行	改正後（案）
<p>第 2 2 条 教育長は投票が終つたときは投票漏れの有無を確かめ投票箱の閉鎖を宣告する。</p> <p>（平 2 7 教規則 1 4 ・ 一部改正）</p> <p>（開票）</p>	<p>第 2 1 条 教育長は投票が終つたときは投票漏れの有無を確かめ投票箱の閉鎖を宣告する。</p> <p>（平 2 7 教規則 1 4 ・ 一部改正）</p> <p>（開票）</p>
<p>第 2 3 条 教育長は開票を宣告した後投票を計算して点検する。</p> <p>2 教育長は委員の中から 2 人以上の立会人を指名して投票の点検に立ち合わせる。</p> <p>（平 2 7 教規則 1 4 ・ 一部改正）</p> <p>（投票の結果報告）</p>	<p>第 2 2 条 教育長は開票を宣告した後投票を計算して点検する。</p> <p>2 教育長は委員の中から 2 人以上の立会人を指名して投票の点検に立ち合わせる。</p> <p>（平 2 7 教規則 1 4 ・ 一部改正）</p> <p>（投票の結果報告）</p>
<p>第 2 4 条 投票の点検が終つたときは、教育長は投票の結果を報告しなければならない。</p> <p>（平 2 7 教規則 1 4 ・ 一部改正）</p> <p>（請願等）</p>	<p>第 2 3 条 投票の点検が終つたときは、教育長は投票の結果を報告しなければならない。</p> <p>（平 2 7 教規則 1 4 ・ 一部改正）</p> <p>（請願等）</p>
<p>第 2 5 条 委員会に対して請願又は陳情等をしようとする者は、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。</p> <p>（平 1 3 教規則 8 ・ 平 2 7 教規則 1 4 ・ 一部改正）</p> <p>第 4 章 会議録</p> <p>（会議録）</p>	<p>第 2 4 条 委員会に対して請願又は陳情等をしようとする者は、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。</p> <p>（平 1 3 教規則 8 ・ 平 2 7 教規則 1 4 ・ 一部改正）</p> <p>第 3 章 会議録</p> <p>（会議録）</p>
<p>第 2 6 条 教育長は、会議の終了後、遅滞なく、その会議録を作成しなければならない。</p> <p>（平 2 7 教規則 1 4 ・ 全改）</p>	<p>第 2 5 条 教育長は、会議の終了後、遅滞なく、その会議録を作成しなければならない。</p> <p>（平 2 7 教規則 1 4 ・ 全改）</p>

現行	改正後（案）
<p>（会議録の記載事項）</p> <p>第27条 会議録には次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 開会、休会及び閉会等に関すること</p> <p>(2) 出席者の氏名</p> <p>(3) 教育長等の報告の要旨</p> <p>(4) 議題及び議事の概要</p> <p>(5) 選挙の次第</p> <p>(6) 議決事項</p> <p>(7) その他教育長又は会議において必要と認めた事項 （平13教規則8・平27教規則14・一部改正）</p> <p>（会議録の署名）</p> <p>第28条 会議録には教育長及び教育長が指名した委員1人が署名しなければならない。 （平13教規則8・平27教規則14・一部改正）</p> <p>第5章 補則 （規則の改正）</p> <p>第29条 この規則の改正は、教育長及び委員の過半数の賛成がなければ、これを改正することができない。 （平27教規則14・一部改正）</p> <p>（委任）</p> <p>第30条 この規則に定めるものの外、委員会の会議その他議事の運</p>	<p>（（会議録の記載事項）</p> <p>第26条 会議録には次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 開会、休会及び閉会等に関すること</p> <p>(2) 出席者の氏名</p> <p>(3) 教育長等の報告の要旨</p> <p>(4) 議題及び議事の概要</p> <p>(5) 選挙の次第</p> <p>(6) 議決事項</p> <p>(7) その他教育長又は会議において必要と認めた事項 （平13教規則8・平27教規則14・一部改正）</p> <p>（会議録の署名）</p> <p>第27条 会議録には教育長及び教育長が指名した委員1人が署名しなければならない。 （平13教規則8・平27教規則14・一部改正）</p> <p>第4章 補則 （規則の改正）</p> <p>第28条 この規則の改正は、教育長及び委員の過半数の賛成がなければ、これを改正することができない。 （平27教規則14・一部改正）</p> <p>（委任）</p> <p>第29条 この規則に定めるものの外、委員会の会議その他議事の運</p>

現行	改正後（案）
<p>委員会が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 久留米市教育委員会会議規則（昭和27年久留米市教育委員会規則第1号）は、廃止する。</p> <p>附 則（昭和38年11月1日教育委員会規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和48年4月25日教育委員会規則第6号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和60年9月28日教育委員会規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年10月31日教育委員会規則第8号） この規則は、平成13年11月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年3月30日教育委員会規則第14号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の日以後も地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長が</p>	<p>委員会が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 久留米市教育委員会会議規則（昭和27年久留米市教育委員会規則第1号）は、廃止する。</p> <p>附 則（昭和38年11月1日教育委員会規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和48年4月25日教育委員会規則第6号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和60年9月28日教育委員会規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年10月31日教育委員会規則第8号） この規則は、平成13年11月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年3月30日教育委員会規則第14号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の日以後も地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長が在職する場合にあっては、当該在職の間、第1条の規定による改正後の久留米市教</p>

現行	改正後（案）
<p>在職する場合にあっては、当該在職の間、第1条の規定による改正後の久留米市教育委員会会議規則、第3条の規定（第4条の改正規定を除く。）による改正後の久留米市教育委員会会議傍聴人規則、第4条の規定による改正後の久留米市教育委員会公印規則及び第5条の規定（第1条の改正規定を除く。）による改正後の久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の久留米市教育委員会会議規則、第3条の規定（第4条の改正規定を除く。）による改正前の久留米市教育委員会会議傍聴人規則、第4条の規定による改正前の久留米市教育委員会公印規則及び第5条の規定（第1条の改正規定を除く。）による改正前の久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定は、なおその効力を有する。在職する場合にあっては、当該在職の間、第1条の規定による改正後の久留米市教育委員会会議規則、第3条の規定（第4条の改正規定を除く。）による改正後の久留米市教育委員会会議傍聴人規則、第4条の規定による改正後の久留米市教育委員会公印規則及び第5条の規定（第1条の改正規定を除く。）による改正後の久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の久留米市教育委員会会議規則、第3条の規定（第4条の改正規定を除く。）による改正前の久留米市教育委員会会議傍聴人規則、第4条の規定による改正前の久留米市教育委員会公印規則及び第5条の規定（第1条の改正規定を</p>	<p>育委員会会議規則、第3条の規定（第4条の改正規定を除く。）による改正後の久留米市教育委員会会議傍聴人規則、第4条の規定による改正後の久留米市教育委員会公印規則及び第5条の規定（第1条の改正規定を除く。）による改正後の久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の久留米市教育委員会会議規則、第3条の規定（第4条の改正規定を除く。）による改正前の久留米市教育委員会会議傍聴人規則、第4条の規定による改正前の久留米市教育委員会公印規則及び第5条の規定（第1条の改正規定を除く。）による改正前の久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定は、なおその効力を有する。</p>

現行	改正後（案）
<p>除く。)による改正前の久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定は、なおその効力を有する。</p>	

第 4 3 号議案

令和 2 年度教育費 6 月補正予算（第 4 号）に係る意見の申出の
臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 7 月 2 7 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

令和 2 年度教育費 6 月補正予算（第 4 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

令和 2 年度教育費 6 月補正予算（第 4 号）に係る意見の申
出の臨時代理について

令和 2 年度教育費 6 月補正予算（第 4 号）に係る意見の申出につい
て、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求
める。

令和 2 年度教育費 6 月補正予算（第 4 号）に係る意見の申
出について

令和 2 年度教育費 6 月補正予算（第 4 号）について、別紙のとおり
市議会に提出することに同意する。

第1表 歳入歳出予算補正（抜粋）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	2 国庫補助金	千円 41,209,068	千円 642,893	千円 41,851,961
17 県支出金	2 県補助金	千円 5,362,149	千円 204,334	千円 5,566,483
23 市債	1 市債	千円 10,811,400	千円 4,100	千円 10,815,500

※ 「16 国庫支出金－2 国庫補助金」のうち補正額53,998千円が教育委員会分

※ 「17 国庫支出金－2 県補助金」のうち補正額78,379千円が教育委員会分

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費	1 教育総務費	千円 2,268,809	千円 337,626	千円 2,606,435
	2 小学校費	千円 4,871,335	千円 126,148	千円 4,997,483
	3 中学校費	千円 1,240,618	千円 44,018	千円 1,284,636
	4 特別支援学校費	千円 228,281	千円 19,328	千円 247,609
	5 高等学校費	千円 1,462,023	千円 5,879	千円 1,467,902

第2表 地方債補正（抜粋）

（変更）

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
義務教育施設整備事業	千円 1,527,200	千円 1,531,300

令和2年度6月補正予算(第4号)調整資料

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源 国県支出金 千円	地方 千円	その他 千円	一般財源 千円	要 求 内 容	令和2年度 当初予算額 千円	
【総額】	7,575	498	4,100		2,977	◎ 学校規模対策事業 令和3年4月の小学校統合に向けた準備を実施 ○ 統合準備協議会の運営 (委員謝金、会場借上料ほか) 小学校統合に向けた施設改修など環境整備を行う ○ 城島小学校施設改修工事設計費 【少人数教室関係】PC室、図工室改修等 ○ スクールカウンセラーの配置拡充 交流学習等の実施時期から不安解消のため配置 (R2.7~R3.3) ○ 交流学習・行事の実施 996千円	5,127	
款項目: 10-1-2 学校規模対策事業 (学校教育課)	621				621			
款項目: 10-2-1 学校規模対策事業 (学校教育課)	6,954	498	4,100	2,356	2,356			
議決 地域との調整状況を見据えながら、6月議会最終日に「久留米市立小学校設置条例一部改正議案」「統合準備経費の補正予算案」を追加提案								

令和2年度	令和3年度	令和4年度
3月	4月	5月
4月	5月	6月
5月	6月	7月
6月	7月	8月
7月	8月	9月
8月	9月	10月
9月	10月	11月
10月	11月	12月
11月	12月	1月
12月	1月	2月
1月	2月	3月
2月	3月	4月
3月	4月	5月
4月	5月	6月
5月	6月	7月
6月	7月	8月
7月	8月	9月
8月	9月	10月
9月	10月	11月
10月	11月	12月
11月	12月	1月
12月	1月	2月
1月	2月	3月
2月	3月	4月
3月	4月	5月

令和3年4月統合の場合

- 令和2年9~12月補正予算計上予定
 - 制服等購入補助
 - 施設改修工事費(少人数教室・正門前舗装・教具収納・給食室等)
 - 備品購入
 - 引越し、事務補助員の配置拡充 など
- 令和3年9~12月補正予算計上予定
 - 閉校式・開校式補助
 - 少人数教室・正門前舗装・教具収納・給食室等)
 - 備品購入
 - 引越し、事務補助員の配置拡充 など

令和3年4月統合の場合

- 令和2年9~12月補正予算計上予定
 - 制服等購入補助
 - 施設改修工事費(少人数教室・正門前舗装・教具収納・給食室等)
 - 備品購入
 - 引越し、事務補助員の配置拡充 など
- 令和3年9~12月補正予算計上予定
 - 閉校式・開校式補助
 - 少人数教室・正門前舗装・教具収納・給食室等)
 - 備品購入
 - 引越し、事務補助員の配置拡充 など

令和3年4月統合の場合

- 令和2年9~12月補正予算計上予定
 - 制服等購入補助
 - 施設改修工事費(少人数教室・正門前舗装・教具収納・給食室等)
 - 備品購入
 - 引越し、事務補助員の配置拡充 など
- 令和3年9~12月補正予算計上予定
 - 閉校式・開校式補助
 - 少人数教室・正門前舗装・教具収納・給食室等)
 - 備品購入
 - 引越し、事務補助員の配置拡充 など

令和3年4月統合の場合

- 令和2年9~12月補正予算計上予定
 - 制服等購入補助
 - 施設改修工事費(少人数教室・正門前舗装・教具収納・給食室等)
 - 備品購入
 - 引越し、事務補助員の配置拡充 など
- 令和3年9~12月補正予算計上予定
 - 閉校式・開校式補助
 - 少人数教室・正門前舗装・教具収納・給食室等)
 - 備品購入
 - 引越し、事務補助員の配置拡充 など

要求事項	予算要求額 千円	財源 国県支出金 千円	地方 千円	その他の 千円	一般財源 千円	要 求 内 容	令和2年度 当初予算額 千円
款項目:10-4-1 スクールバス運行事業 (学校教育課)	14,996	7,498			7,498	<p>◎スクールバス運行事業</p> <p>14,996千円</p> <p>○久留米特別支援学校に在籍する障害のある児童生徒の安全安心な通学環境を確保するため、国の補正予算による補助金を活用し、スクールバスの感染リスクの低減を図るもの</p> <p>○特別支援学校の児童生徒は、感染した場合に重症化しやすいことから、密閉空間であるスクールバスの乗車時間を短縮し、密接状態を避けるため社会的距離を保持して乗車する必要がある。</p> <p>○現在、スクールバスを11コース運行しているが、全てのコースについて増便する。</p>	80,878
<p>(R2.6月～R3.3月増便分)</p> <p>中型バス 4台 19,239千円</p> <p>リフトバス 2台 8,349千円</p> <p>小型バス 3台 10,164千円</p> <p>ジャンボタクシー 2台 10,074千円</p> <p>増便見積額 合計 47,826千円</p>							
<p>○通常運行分歳出見込額(臨時休業期間日数除外) (A) 48,048千円</p> <p>○増便分歳出見込額(R2.6月～R3.3月) (B) 47,826千円</p> <p>○当初予算額 (C) 80,878千円</p> <p>補正予算要求額 (A)+(B)-(C) 14,996千円</p>							
<p>令和2年度の状況</p> <p>児童生徒数 計254人 小学部 92人 中学部 53人 高等部 109人</p> <p>スクールバス利用者数の見込み 161人 (利用率 63.4%)</p> <p>運行形態 計11路線</p> <p>中型バス 1コース 1時間35分 (15人:乗車上限27人) 2コース 1時間20分 (22人:乗車上限27人) 3コース 1時間10分 (23人:乗車上限27人) 4コース 1時間30分 (23人:乗車上限27人)</p> <p>リフト付きバス 5コース 1時間10分 (9人:乗車上限9人) 6コース 1時間20分 (10人:乗車上限13人) 7コース 1時間10分 (12人:乗車上限21人) 8コース 1時間20分 (15人:乗車上限21人) 9コース 1時間10分 (17人:乗車上限21人)</p> <p>ジャンボタクシー 1コース 1時間40分 (8人:乗車上限8人) 2コース 1時間35分 (7人:乗車上限8人)</p>							
<p>(国) 学校保健特別対策事業費補助金 [特別支援学校スクール感染症対策支援事業] (補助率1/2)</p>							

要求事項	予算要求額 千円	財源			内 訳	令和2年度 当初予算額 千円																		
		国県支出金 千円	地方 千円	他 千円																				
款項目:10-1-2 【戦略事業】 教育ICT活用事業 (教育ICT推進課)	337,005				337,005	69,800																		
<p>◎教育ICT活用事業 337,005千円</p> <p>○PC端末の整備 国費を活用し、3クラスに1クラス分及び教員分のPC(Chromebook・iPad、Wi-Fi端末)を購入する ・対象: ①市立小学校・中学校・特別支援学校の児童生徒の1/3及び教員 ②市立高校の生徒の1/3 ・整備内容:7,489台(端末単価 45千円) ・初期設定費用、導入ソフト、保守、教員研修等を除く</p>																								
<p style="text-align: center;">今回の要求対象 ICT環境整備計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>GIGASクール構想</th> <th>ICT環境整備計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>児童数の2/3</td> <td>児童数の1/3</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>生徒数の2/3</td> <td>生徒数の1/3</td> </tr> <tr> <td>特支援校</td> <td>児童生徒数の2/3</td> <td>児童生徒数の1/3</td> </tr> <tr> <td>教員</td> <td>(対象外)</td> <td>対象</td> </tr> <tr> <td>高校</td> <td>(対象外)</td> <td>生徒数の1/3</td> </tr> </tbody> </table>							区分	GIGASクール構想	ICT環境整備計画	小学校	児童数の2/3	児童数の1/3	中学校	生徒数の2/3	生徒数の1/3	特支援校	児童生徒数の2/3	児童生徒数の1/3	教員	(対象外)	対象	高校	(対象外)	生徒数の1/3
区分	GIGASクール構想	ICT環境整備計画																						
小学校	児童数の2/3	児童数の1/3																						
中学校	生徒数の2/3	生徒数の1/3																						
特支援校	児童生徒数の2/3	児童生徒数の1/3																						
教員	(対象外)	対象																						
高校	(対象外)	生徒数の1/3																						
<p>○台数の内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校(生徒・教員)</td> <td>4,740</td> </tr> <tr> <td>中学校(生徒・教員)</td> <td>1,831</td> </tr> <tr> <td>特支援校(生徒・教員)</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>高校(生徒)</td> <td>287</td> </tr> <tr> <td>予備</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,489</td> </tr> </tbody> </table>							区分	台数	小学校(生徒・教員)	4,740	中学校(生徒・教員)	1,831	特支援校(生徒・教員)	131	高校(生徒)	287	予備	500	合計	7,489				
区分	台数																							
小学校(生徒・教員)	4,740																							
中学校(生徒・教員)	1,831																							
特支援校(生徒・教員)	131																							
高校(生徒)	287																							
予備	500																							
合計	7,489																							

要求事項	予算要求額 千円	財源			内訳	令和2年度 当初予算額 千円
		国庫支出金 千円	地方 千円	その他 千円		
学校再開に伴う感染症対策・学習保証等に係る支援経費	93,000	46,499			46,501	
【総括】						
※学校配当分の内訳						
	交付額 割合	配分額 (千円)	1校配当 (千円)	国上限 (千円)		
小学校	小規模	13,295	664	1,000		
	中規模	18,923	995	1,500		
	大規模	9,337	1,333	2,000		
中学校	小規模	5,998	666	1,000		
	中規模	6,988	998	1,500		
	大規模	1,360	1,360	2,000		
特支	3.2%	1,983	1,983	3,000		
高校	6.4%	3,957	1,987	3,000		
合計	100.0%	61,841				

課名	事業名	内容	事業費	国費	一般財源
学教	家庭との連絡体制強化	スマートフォン配備	3,562	1,780	1,782
学保	夏季における学校給食実施対応	調理員の保冷剤利用の冷凍庫	3,600	1,800	1,800
給食C	夏季における学校給食実施対応	配膳室のエアコン等設置	4,400	2,200	2,200
学保	感染症対策の強化	清拭用消毒液	5,672	2,836	2,836
		手指用消毒液	5,954	2,977	2,977
	サーキュレーター	5,509	2,754	2,755	
	フェイスマスク	350	175	175	
		液体石けん	2,112	1,056	1,056
	学校配当分		61,841	30,920	30,921
	総計		93,000	46,499	46,501

○学校再開に伴い、感染症対策を徹底しながら子どもたちの学習保障をするため、校長判断で迅速・柔軟に対応することができるよう国が緊急的な措置として支援するもの

要求事項	予算要求額 千円	財源内訳			令和2年度 当初予算額 千円	
		国庫支出金 千円	地方債その他 千円	一般財源 千円		
款項目:10-2-1 【標準経費】 小学校管理費 (学校教育課)	2,575	1,287		1,288	● 学校再開後の学習保障等に必要な取組(R2.5月～R3.3月) 3,562千円 【事業概要】 生活環境の変化に伴う児童生徒の状況の把握のため家庭との連絡や、保護者等からの問い合わせ対応のため、通信手段として各学校にスマートフォン端末を配置し、連絡体制の強化を図る。 ◎ 小学校管理費(通信運搬費) 2,575千円 ・児童生徒数に応じた学校規模ごとに計60台(予備機1台を含む)のスマートフォンを導入するもの。 (端末リース代・通信費) ・月額@6,602円 × 60台 × 2カ月 = 792千円(4.5月分) ・月額@3,302円 × 60台 × 9カ月 = 1,783千円(6月～)	30,439
款項目:10-3-1 【標準経費】 中学校管理費 (学校教育課)	987	493		494	◎ 中学校管理費(通信運搬費) 987千円 ・児童生徒数に応じた学校規模ごとに計23台(予備機1台を含む)のスマートフォンを導入するもの。 (端末リース代・通信費) ・月額@6,602円 × 23台 × 2カ月 = 304千円(4.5月分) ・月額@3,302円 × 23台 × 9カ月 = 683千円(6月～)	10,233

1,287
 (国)学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援経費
 1/2

493
 (国)学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援経費
 1/2

【配備基準】	小学校		中学校	
	学校数	配備台数	学校数	配備台数
学校規模(配備台数)				
1,001人以上(4台/校)	2	8	0	0
801人以上(3台/校)	1	3	1	3
601人以上(2台/校)	5	10	3	6
600人以下(1台/校)	38	38	13	13
予備機(市教委)	-	1	-	1
合計	46	60	17	23

令和2年度6月補正予算(第4号) 調整資料

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源内訳			要 求 内 容	令和2年度 当初予算額 千円
		国県支 出金 千円	地方 債 千円	その他 千円		
款項目：10-2-1 10-3-1 10-4-1 熱中症対策事業 (学校保健課)	3,600	1,800			◎熱中症対策事業 夏休み期間中に給食の実施が見込まれているが、夏の給食室は、室内が密閉状態で高温多湿となっている。 調理従事者にとって、大変厳しい労働環境であり、調理従事者に熱中症を発症する危険が見られることから、熱中症防止のための備品を購入する。 ・冷凍冷蔵庫(36校) @100千円×36校＝3,600千円 【36校内訳】 ・空調未設置校32校 ・改築等予定校3校(合川小・上津小・京町小) ・特別支援学校	1,800

(国)学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援経費
1/2

要求事項	予算要求額 千円	財源			要 求 内 容	令和2年度 当初予算額 千円
		国庫支出金 千円	地方交付金 千円	その他 千円		
款項目:10-2-1 10-3-1 10-4-1 10-5-1 標準経費 感染症予防対策事業 (学校保健課)	81,438	40,719		40,719	81,438千円 ◎感染症予防対策事業 新型コロナウイルス感染症の予防対応として、一旦、感染症が発生してしまつと、集団感染に繋がりがやすい学校での防疫(消毒)に必要な消耗品を購入するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・消毒液(年間570箱) 標準的な学校の使用量(月20)リットル)を基に児童生徒数に応じた年間の必要個数 (1箱=180) [内訳] 小学校(46校分) 373箱×@9,950=3,711,350円 中学校(17校分) 160箱×@9,950=1,592,000円 高等学校(2校分) 30箱×@9,950=298,500円 特別支援学校(1校分) 7箱×@9,950=69,650円 ・手指用消毒液 1校当たりの使用量(80/1ヵ月)を基にした年間の必要数 [内訳] 小学校(46校分) 628ケース×@6,600=4,144,800円 中学校(17校分) 232ケース×@6,600=1,531,200円 高等学校(2校分) 14ケース×@6,600=92,400円 特別支援学校(1校分) 28ケース×@6,600=184,800円 ・サーキュレーター 学級数の半分に設置するものとして算定 [内訳] 小学校(46校分) 370学級×@9,980=3,692,600円 中学校(17校分) 135学級×@9,980=1,347,300円 高等学校(2校分) 18学級×@9,980=179,640円 特別支援学校(1校分) 29学級×@9,980=289,420円 ・フェイスシールド 担任等が使用するものとして、学級に1枚(317円)とする 全1,101学級×317円=349,017円 ・液体石けん 1週間の使用料(20/週)を基に2ヵ月分の必要数(単価:400円/250ml) 66校×400円×40個×2ヵ月=2,112,000円 ・感染症予防対策消耗品(学校配当) 各学校の実情に応じた感染症対策を行うための消耗品購入費 [内訳] 小学校(46校分) 41,555,000円 中学校(17校分) 14,346,000円 高等学校(2校分) 3,957,000円 特別支援学校(1校分) 1,981,000円 	
		国庫支出金 40,719 地方交付金 40,719 学校関係対策事業補助金 補助率:1/2 54,811千円 19,447千円 2,576千円 4,604千円 81,438千円 (費目ごと内訳) 小学校管理費 中学校管理費 特別支援学校管理費 高等学校管理費 計				

要求事項	予算要求額 千円	財源 国県支出金 千円	財源 地方 千円	財源 その他 千円	財源 一般財源 千円	要 求 内 容	令和2年度 当初予算額 千円																								
款項目:10-2-2 標準経費 小学校管理費	1,400	700	700		700	<p>◎給食配膳室のエアコン設置(小学校・中学校) 4,400千円</p> <p>夏休み期間中に給食の実施が見込まれているため、給食配膳員の熱中症対策の観点から、国庫補助金、臨時交付金を活用し、空調が設置されていない配膳室に家庭用エアコンもしくはスポットクーラーを設置するもの</p> <p>○必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来の夏休みの前後の期間においても、配膳室の室温は、最高で36.8度、平均で32度あるが、本年は夏季も給食を提供するため、更に室温が上がる中での作業が想定される。 作業時間は2時間半程度であるものの、日中で最も気温が上がる時間帯となっている 衛生管理上、配膳が始まるまでは、密閉状態となる 夏場には、体調不良を訴える作業員も出てきている 	5,682																								
款項目:10-2-3 標準経費 中学校管理費 (共同調理場)	3,000	1,500	1,500		1,500	<p>○配膳室の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>計</th> <th>広さ</th> <th>配膳員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央受配校</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>15㎡～64.8㎡</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>田主丸受配校</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>(※平均:48㎡)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7</td> <td>15</td> <td>22</td> <td></td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table> <p>※面積の平均は、中央のみ</p> <p>○積算(1校あたり200千円) 200千円×7校=1,400千円(小学校) 200千円×15校=3,000千円(中学校)</p> <p>【エアコン:150千円】 配膳室の平均面積48㎡に対応する6.3kwの能力のあるエアコンを想定 【設置費用:50千円】 標準取付費用、コンクリート壁穴あけ、電源工事</p> <p>※エアコンの設置が物理的に困難な場合は、スポットクーラーを設置する(給食調理室に設置しているものと同等品を想定:1校130千円)</p>		小学校	中学校	計	広さ	配膳員数	中央受配校	0	14	14	15㎡～64.8㎡	19	田主丸受配校	7	1	8	(※平均:48㎡)	8	合計	7	15	22		27	
	小学校	中学校	計	広さ	配膳員数																										
中央受配校	0	14	14	15㎡～64.8㎡	19																										
田主丸受配校	7	1	8	(※平均:48㎡)	8																										
合計	7	15	22		27																										

令和2年度6月補正予算(第4号) 調整資料

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源内訳			内容	令和2年度 当初予算額 千円
		国庫支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円		
学習保障に必要な人的体制の強化を図る取組(学習指導員) 【総額】	56,133	55,968	(県)学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援経費(補助率10/10)	165	●学習保障に必要な人的体制の強化を図る取組(R2.7月～R3.3月) 【事業概要】 学習指導員の配置 ・子どもたち一人一人の学習定着度に応じたきめ細かな指導を図るためのチームティーチング指導 ・家庭学習の準備・チェックの実施等の学級担任補助 ・特別な配慮が必要な子どもへの支援 ◎小学校 学びの保障支援事業 ・各学校に1人(全学級数が19以上の学校は2人)の学習指導員を配置する。 報酬 62人×1,600円×週12H×30週 35,712千円 通勤手当 62人×400円×週5日×30週 3,720千円 労災保険 (35,712+3,720)千円×3/1000 118千円	56,133千円
款項目:10-4-2 特別支援学校学びの保障支援事業 (学校教育課)	1,275	1,272		3	◎特別支援学校 学びの保障支援事業 ・久留米特別支援学校(57学級)に2人の学習指導員を配置する。 報酬 2人×1,600円×週12H×30週 1,152千円 通勤手当 2人×400円×週5日×30週 120千円 労災保険 (1,152+120)千円×3/1000 3千円	1,275千円
款項目:10-5-2 高等学校学びの保障支援事業 (南筑・久商)	1,275	1,272		3	◎高等学校 学びの保障支援事業 ・各学校に1人の学習指導員を配置する。 報酬 2人×1,600円×週12H×30週 1,152千円 通勤手当 2人×400円×週5日×30週 120千円 労災保険 (1,152+120)千円×3/1000 3千円	1,275千円

令和2年度6月補正予算(第4号)調整資料

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源内訳			要 求 内 容	令和2年度 当初予算額 千円
		国県支出金 千円	地方 千円	その他 千円		
学習保障に必要な人的体制の強化を図る取組(スクールサポートスタッフ) 【総額】	24,290	21,913	(県)学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援経費(補助率10/10)	2,377	●学習保障に必要な人的体制の強化を図る取組(R2.7月～R3.3月) 24,290千円 【事業概要】 スクール・サポート・スタッフの配置 教職員の負担軽減のために、教材等の印刷、保護者連絡、健康管理、校内の消毒等の業務支援	【新規】
款項目:10-02-02 一般事業 小学校学びの保障事業 (教職員課)	17,458	15,749		1,709	◎小学校 学びの保障事業 ・各学校に1人のスクール・サポート・スタッフを配置する 報酬 46人×951円×週12時間×30週 通勤手当 46人×400円×週3日×30週 労災保険 (15,748,560円+1,656,000)×3/1,000	17,458千円
款項目:10-03-02 一般事業 中学校学びの保障事業 (教職員課)	6,451	5,821		630	◎中学校 学びの保障事業 ・各学校に1人のスクール・サポート・スタッフを配置する 報酬 17人×951円×週12時間×30週 通勤手当 17人×400円×週3日×30週 労災保険(5,820,120円+61,200円)×3/1,000	6,451千円
款項目:10-04-02 一般事業 特別支援学校学びの保障事業 (教職員課)	381	343		38	◎特別支援学校 学びの保障事業 ・特別支援学校にスクール・サポート・スタッフを配置 報酬 1人×951円×週12時間×30週 通勤手当 1人×400円×週3日×30週 労災保険(342,360円+36,000円)×3/1,000	381千円

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

第 4 4 号議案

久留米市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 7 月 2 7 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市立下田小学校並びに浮島小学校を、城島小学校に統合することに伴い、久留米市立小学校設置条例の一部を改正したため、城島小学校の通学区域が変更になることから、規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

久留米市立小中学校の通学区域に関する規則（平成17年久留米市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表中

「

城島	城島町内野、城島町江上上の一部、城島町江島の一部、城島町大依の一部、城島町城島、城島町檜津、城島町浜、城島町六町原の一部
下田	城島町芦塚、城島町下田
青木	城島町青木島、城島町江島の一部、城島町上青木の一部、城島町下青木、城島町四郎丸、城島町西青木
江上	城島町江上、城島町江上上の一部、城島町江上本、城島町江島の一部、城島町大依の一部、城島町上青木の一部、城島町原中牟田、城島町六町原の一部
浮島	城島町浮島

」

を

「

城島	城島町芦塚、城島町浮島、城島町内野、城島町江上上の一部、城島町江島の一部、城島町大依の一部、城島町下田、城島町城島、城島町檜津、城島町浜、城島町六町原の一部
青木	城島町青木島、城島町江島の一部、城島町上青木の一部、城島町下青木、城島町四郎丸、城島町西青木
江上	城島町江上、城島町江上上の一部、城島町江上本、城島町江島の一部、城島町大依の一部、城島町上青木の一部、

城島町原中牟田、城島町六町原の一部

に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

久留米市立小中学校の通学区域に関する規則（平成17年久留米市教育委員会規則第25号）新旧対照表

現行	改正後（案）																												
<p>略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>久留米市立小学校通学区域</p> <table border="1" data-bbox="170 437 1102 1075"> <thead> <tr> <th>校名</th> <th>町名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>城島</td> <td>城島町内野、城島町江上上の一部、城島町江島の一部、城島町大依の一部、城島町城島、城島町檜津、城島町浜、城島町六町原の一部</td> </tr> <tr> <td>下田</td> <td>城島町芦塚、城島町下田</td> </tr> <tr> <td>青木</td> <td>城島町青木島、城島町江島の一部、城島町上青木の一部、城島町下青木、城島町四郎丸、城島町西青木</td> </tr> <tr> <td>江上</td> <td>城島町江上、城島町江上上の一部、城島町江上本、城島町江島の一部、城島町大依の一部、城島町上青木の一部、城島町原中牟田、城島町六町原の一部</td> </tr> <tr> <td>浮島</td> <td>城島町浮島</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 略</p> <p>附 則（平成24年7月30日教育委員会規則第6号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	校名	町名	略	略	城島	城島町内野、城島町江上上の一部、城島町江島の一部、城島町大依の一部、城島町城島、城島町檜津、城島町浜、城島町六町原の一部	下田	城島町芦塚、城島町下田	青木	城島町青木島、城島町江島の一部、城島町上青木の一部、城島町下青木、城島町四郎丸、城島町西青木	江上	城島町江上、城島町江上上の一部、城島町江上本、城島町江島の一部、城島町大依の一部、城島町上青木の一部、城島町原中牟田、城島町六町原の一部	浮島	城島町浮島	略	略	<p>略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>久留米市立小学校通学区域</p> <table border="1" data-bbox="1158 437 2089 1026"> <thead> <tr> <th>校名</th> <th>町名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>城島</td> <td><u>城島町芦塚、城島町浮島、城島町内野、城島町江上上</u>の一部、城島町江島の一部、城島町大依の一部、<u>城島町下田、城島町城島、城島町檜津、城島町浜、城島町六町原</u>の一部</td> </tr> <tr> <td>青木</td> <td>城島町青木島、城島町江島の一部、城島町上青木の一部、城島町下青木、城島町四郎丸、城島町西青木</td> </tr> <tr> <td>江上</td> <td>城島町江上、城島町江上上の一部、城島町江上本、城島町江島の一部、城島町大依の一部、城島町上青木の一部、城島町原中牟田、城島町六町原の一部</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 略</p> <p>附 則（平成24年7月30日教育委員会規則第6号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	校名	町名	略	略	城島	<u>城島町芦塚、城島町浮島、城島町内野、城島町江上上</u> の一部、城島町江島の一部、城島町大依の一部、 <u>城島町下田、城島町城島、城島町檜津、城島町浜、城島町六町原</u> の一部	青木	城島町青木島、城島町江島の一部、城島町上青木の一部、城島町下青木、城島町四郎丸、城島町西青木	江上	城島町江上、城島町江上上の一部、城島町江上本、城島町江島の一部、城島町大依の一部、城島町上青木の一部、城島町原中牟田、城島町六町原の一部	略	略
校名	町名																												
略	略																												
城島	城島町内野、城島町江上上の一部、城島町江島の一部、城島町大依の一部、城島町城島、城島町檜津、城島町浜、城島町六町原の一部																												
下田	城島町芦塚、城島町下田																												
青木	城島町青木島、城島町江島の一部、城島町上青木の一部、城島町下青木、城島町四郎丸、城島町西青木																												
江上	城島町江上、城島町江上上の一部、城島町江上本、城島町江島の一部、城島町大依の一部、城島町上青木の一部、城島町原中牟田、城島町六町原の一部																												
浮島	城島町浮島																												
略	略																												
校名	町名																												
略	略																												
城島	<u>城島町芦塚、城島町浮島、城島町内野、城島町江上上</u> の一部、城島町江島の一部、城島町大依の一部、 <u>城島町下田、城島町城島、城島町檜津、城島町浜、城島町六町原</u> の一部																												
青木	城島町青木島、城島町江島の一部、城島町上青木の一部、城島町下青木、城島町四郎丸、城島町西青木																												
江上	城島町江上、城島町江上上の一部、城島町江上本、城島町江島の一部、城島町大依の一部、城島町上青木の一部、城島町原中牟田、城島町六町原の一部																												
略	略																												

第 4 5 号 議 案

久留米市教育支援委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 7 月 2 7 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市教育支援委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市教育支援委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市教育支援委員会規則（平成 17 年久留米市教育委員会規則第 5 号）第 4 条の規定に基づき、下記の者を久留米市教育支援委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属・役職等	任期
4 条（1）に該当する 学識経験者	藤金 倫徳	福岡教育大学教授	令和 2 年 9 月 1 日 より 令和 3 年 8 月 3 1 日 まで
	公文 真由美	福岡県筑後地域発達障がい者支援 センターあおぞらセンター長	
	※國崎 千絵	臨床心理士	
	※原 将成	久留米市幼児教育研究所指導主事	
4 条（2）に該当する 医師	永光 信一郎	久留米大学医学部小児科	
	山下 裕史朗	久留米大学医学部小児科	
	七種 朋子	久留米大学医学部小児科	
	※弓削 康太郎	久留米大学医学部小児科	
	堀川 瑞穂	小児科（久留米医師会）	
	吉島 秀和	精神神経科（久留米医師会）	
	木村 義則	精神神経科（久留米医師会）	
	広田 進	精神神経科（久留米医師会）	
	家村 明子	久留米市幼児教育研究所主幹	
	浦部 富士子	久留米市保健所保健監	
4 条（3）に該当する 学校関係職員	福田 康	犬塚小学校長	
	※原田 敏男	南薫小学校長	
	穴見 玲子	小森野小学校長	
	※谷崎 和一郎	青木小学校長	
	倉富 護	船越小学校長	
	樋口 恵子	城島小学校長	
	樋口 昭子	久留米特別支援学校長	
	※江田 昭彦	良山中学校長	
	園木 聖子	田主丸小学校教頭	
	松尾 京子	上津小学校教頭	
	※田中 久美子	久留米特別支援学校コーディネーター	
	丸山 順子	青峰小学校通級担当	
	末安 里美	安武小学校通級担当	
	古賀 さゆり	善導寺小学校通級担当	
	笹渕 佐織	金丸小学校通級担当	
	※塚本 奈津子	南薫小学校通級担当	
	※松枝 真美	南薫小学校通級担当	
	※緒方 智子	江南中学校通級担当	
※物部 ゆり子	高良内小学校特別支援学級担当		
4 条（3）に該当する その他教育委員会が必要と認める者	※対馬 真弓	こども子育てサポートセンター保健師	
	※高山 優紀	こども子育てサポートセンター保健師	

※は新任委員

久留米市教育支援委員会委員新旧対照表

区分	旧委員		新委員		
4条(1)に該当する 学識経験者	藤金 倫徳	福岡教育大学教授	藤金 倫徳	福岡教育大学教授	
	公文 真由美	福岡県筑後地域発達障がい者支援センターあおぞらセンター長	公文 真由美	福岡県筑後地域発達障がい者支援センターあおぞらセンター長	
	麻生 勝喜	久留米大学文学部非常勤講師	※國崎 千絵	臨床心理士	
	川島 明浩	久留米市幼児教育研究所指導主事	※原 将成	久留米市幼児教育研究所指導主事	
	松本 良一	久留米市教育センター所長			
	多々野 智子	久留米市幼児教育研究所長			
4条(2)に該当する 医師	永光 信一郎	久留米大学医学部小児科	永光 信一郎	久留米大学医学部小児科	
	山下 裕史朗	久留米大学医学部小児科	山下 裕史朗	久留米大学医学部小児科	
	七種 朋子	久留米大学医学部小児科	七種 朋子	久留米大学医学部小児科	
			※弓削 康太郎	久留米大学医学部小児科	
	堀川 瑞徳	小児科(久留米医師会)	堀川 瑞徳	小児科(久留米医師会)	
	吉島 秀和	精神神経科(久留米医師会)	吉島 秀和	精神神経科(久留米医師会)	
	木村 義則	精神神経科(久留米医師会)	木村 義則	精神神経科(久留米医師会)	
	広田 進	精神神経科(久留米医師会)	広田 進	精神神経科(久留米医師会)	
	家村 明子	久留米市幼児教育研究所医師	家村 明子	久留米市幼児教育研究所主幹	
	浦部 富士子	久留米市保健所保健監	浦部 富士子	久留米市保健所保健監	
4条(3)に 該当する 学校関係職員	福田 康	犬塚小学校長	福田 康	犬塚小学校長	
	大久保 美加	荘島小学校長	※原田 敏男	南薫小学校長	
	穴見 玲子	小森野小学校長	穴見 玲子	小森野小学校長	
	塚本 斉	金丸小学校長	※谷崎 和一郎	青木小学校長	
	樋口 恵子	城島小学校長	樋口 恵子	城島小学校長	
	樋口 昭子	久留米特別支援学校校長	樋口 昭子	久留米特別支援学校校長	
	倉富 護	船越小学校長	倉富 護	船越小学校長	
	荒木 修	宮ノ陣中学校長	※江田 昭彦	良山中学校長	
	園木 聖子	田主丸小学校教頭	園木 聖子	田主丸小学校教頭	
	松尾 京子	日吉小学校教頭	松尾 京子	上津小学校教頭	
	和田 茂	久留米特別支援学校教頭			
	前田 香織	久留米特別支援学校コーディネーター	田中 久美子	久留米特別支援学校コーディネーター	
	丸山 順子	青峰小学校通級担当	丸山 順子	青峰小学校通級担当	
	末安 里美	安武小学校通級担当	末安 里美	安武小学校通級担当	
	古賀 さゆり	善導寺小学校通級担当	古賀 さゆり	善導寺小学校通級担当	
	笹渕 佐織	金丸小学校通級担当	笹渕 佐織	金丸小学校通級担当	
	古賀 雅子	南薫小学校通級担当	※塚本 奈津子	南薫小学校通級担当	
	梅野 昌子	南薫小学校通級担当	※松枝 真美	南薫小学校通級担当	
	畑 初恵	屏水中学校通級担当	※緒方 智子	江南中学校通級担当	
	島 美由紀	小森野小学校特別支援学級担当	※物部 ゆり子	高良内小学校特別支援学級担当	
	その他			※対馬 真弓	こども子育てサポートセンター保健師
				※高山 優紀	こども子育てサポートセンター保健師

※は新任委員

○久留米市教育支援委員会規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例（昭和33年久留米市条例第8号）第3条の規定に基づき、久留米市教育支援委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査・審議等を行う。

- (1) 障害のある児童生徒の就学に関すること。
- (2) 障害のある児童生徒に対する就学後の継続的な教育支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害のある児童生徒に対する継続的な教育支援のために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員35人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 学校関係職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第5条 委員会の委員の任期は1年とし、再任されることができる。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○学校教育法施行令（抜粋）

第5条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第22条の3の表に規定する程度のも（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

第11条 市町村の教育委員会は、第2条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

第18条の2 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

指定校以外の中学校への就学制度について

1 概要

本市では、市立小学校から市立中学校への就学にあたり「久留米市立小中学校の通学区域に関する規則」において、原則として就学予定者の住所地を通学区域とする中学校を指定しています。

一方で、上記の指定校以外の中学校へ就学する制度として「指定校変更制度」と「中学校選択制度」を実施してきました。

2 中学校選択制度

(1) 導入

平成9年1月に、当時の文部省より通学区域制度の弾力的運用に努めるよう全国の教育委員会に通知が行われました。

本市においても、学校選択の機会を保護者等に与えるとともに、各中学校で特色ある学校づくりを推進するため、平成18年度の中学校入学者より中学校選択制度を導入したところです。

(2) 実績等

① 中学校選択制度は、導入時から令和2年度入学者までの15回にわたり実施され、年度平均で89人が申請、うち80人が指定校以外の中学校へ就学しています。

② 現行制度は、Aパターン（通学距離が指定校より近い中学校への入学）とBパターン（複数の中学校に分かれて進学する地域において、最も多くの児童が進学する中学校への入学）で運用しています。

これらは、指定校変更制度になかった要件であり、Aパターンでは通学距離が短くなり「通学の安全」が図られ、Bパターンでは多くの友人と同じ中学校へ進学することで「通学の安心」が確保できるようになりました。

	許可要件	許可期間
A	中学校入学・転入学時に、就学を希望する学校までの通学距離が、指定校までの通学距離より短く、通学の安全性が認められる場合	卒業までの期間
B	1つの小学校から、複数の指定中学校に分かれて進学する地域において、指定中学校に進学予定の児童が著しく少数であるため、最も多くの児童が進学する学校への進学を希望する場合	卒業までの期間

- ③ 各中学校において特色ある学校づくりに取り組み、「久留米市立中学校学校案内」を作成するなど、教育目標や教育活動の特色等の情報発信を行っています。

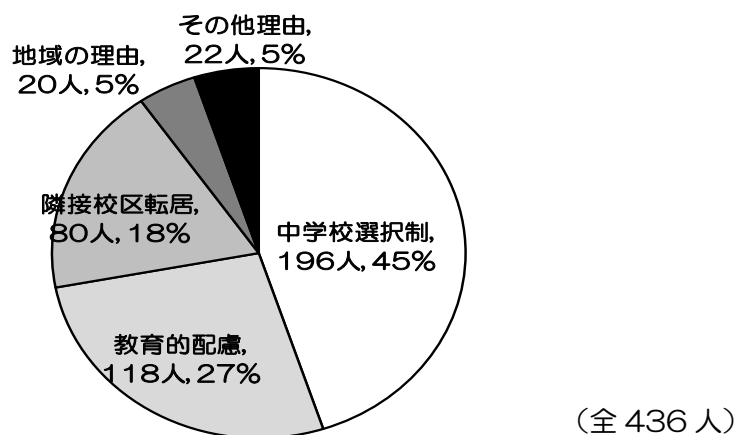
3 令和3年度以降の入学者について

指定校以外の就学先となる中学校を決定する指定校変更制度と中学校選択制度を統合し、中学校選択制度で確立された上記2要件を指定校変更制度の要件に加えることによって、当該2要件についても申請期限を限定せずに受け付け、該当する生徒への適用を可能にします。

4 施行時期

令和3年4月1日

[参考1] 校区外通学生の要件別割合 (R2.6月現在・3学年計)



中学校選択制度以外は、全て指定校変更制度の要件

[参考2] 中学校選択制度の状況

入学年度	小6児童数 ①	申請者数 ②	申請率(%) ②/①	決定者数 (A・B別)	抽選漏れ 人数	抽選校	出入りの幅
H18	3,015	140	4.64	140	0	なし	▲67~32
H19	3,106	176	5.67	167	9	諏訪	▲71~33
H20	2,924	172	5.88	117	55	城南・牟田山 諏訪・筑邦西	▲48~22
H21	3,034	75	2.47	64(A:60 B:4)	11	牟田山・諏訪	▲20~12
H22	2,931	79	2.70	67(A:60 B:7)	12	城南・牟田山	▲19~12
H23	2,981	77	2.58	67(A:57 B:10)	10	城南・牟田山	▲10~15
H24	2,921	63	2.16	54(A:50 B:4)	9	城南・牟田山 諏訪	▲17~15
H25	2,946	76	2.58	66(A:59 B:7)	6	城南	▲17~19
H26	2,896	65	2.24	60(A:55 B:5)	4	城南	▲18~14
H27	2,915	61	2.09	57(A:49 B:8)	4	牟田山	▲14~15
H28	2,635	77	2.73	72(A:61 B:11)	0	なし	▲15~19
H29	2,723	65	2.39	63(A:52 B:11)	0	なし	▲21~16
H30	2,653	73	2.75	70(A:58 B:12)	0	なし	▲22~15
H31	2,876	70	2.43	70(A:49 B:21)	0	なし	▲13~14
R2	2,837	67	2.36	67(A:50 B:17)	0	なし	▲16~11

小規模特認校制度について

1 R2年度における児童募集

小規模化が進む小学校で、通学区域外からの入学・転入学を認める小規模特認校制度については、「久留米市小学校小規模化対応方針」及びH27年8月の「小規模特認校制度運用の考え方」を踏まえ、以下のとおりとしたい。

(1) 既に小規模特認校制度を導入している小学校の児童数推計

今回の推計では、R8年度までに複式学級の発生は見込まれていないため、新たな募集は行わない。

【大橋小学校】

※特認校募集年度：H26, H27

(人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
1年度	16	12	13	15	5 (2)	13 (1)	74 (3)
2年度	11	17	13	13	16	5 (2)	75 (2)
3年度	9	11	17	13	13	16	79 0
4年度	13	9	11	17	13	13	76 0
5年度	11	13	9	11	17	13	74 0
6年度	7	11	13	9	11	17	68 0
7年度	13	7	11	13	9	11	64 0
8年度	16	13	7	11	13	9	69 0

*注：推計は、令和2年5月1日現在の状況（特別支援学級は含まない。）

*注：() は、小規模特認校児童

【柴刈小学校】

※特認校募集年度：H29

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
1年度	14 (2)	12	11 (2)	10	11	17	75 (4)
2年度	10	14 (2)	12	11 (2)	11	10	68 (4)
3年度	12	10	15 (2)	12	11 (2)	11	71 (4)
4年度	9	12	11	15 (2)	12	11 (2)	70 (4)
5年度	7	9	13	11	15 (2)	12	67 (2)
6年度	12	7	10	13	11	15 (2)	68 (2)
7年度	11	12	8	10	13	11	65 0
8年度	6	11	13	8	10	13	61 0

*注：推計は、令和2年5月1日現在の状況（特別支援学級は含まない。）

*注：() は、小規模特認校児童。令和元年の1年生 (2) はきょうだい児

(2) 複式学級発生の見込みがあるその他の小学校の児童数推計

【草野小学校】

草野小学校では、令和3年度の入学予定者が推計値+3名となる見込みであるため、複式学級が発生する可能性は低い。

また、推計上の複式学級の発生は令和4年度であることから、児童募集は行わない。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
1年度	11	9	11	11	15	14	71
2年度	5	13	9	11	12	13	63
3年度	9	5	13	9	11	11	58
4年度	11	9	5	13	9	11	58
5年度	9	11	9	5	13	9	56
6年度	13	9	11	9	5	12	59
7年度	7	13	9	11	9	5	54
8年度	10	7	13	9	11	9	59

*注：推計は、令和2年5月1日現在の状況（特別支援学級は含まない。）

【青峰小学校】

推計上、令和5年度から複式学級が発生し、拡大していく見込みである。今後の対応について、教育委員会事務局内部での検討を行っていく。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
1年度	13	13	10	19	11	18	84
2年度	11	13	13	8	17	11	73
3年度	9	10	12	12	7	16	66
4年度	6	8	10	11	11	7	53
5年度	5	5	8	9	10	11	48
6年度	7	4	5	7	8	10	41
7年度	5	6	4	5	6	8	34
8年度	3	4	6	4	5	6	28

*注：推計は、令和2年5月1日現在の状況（特別支援学級は含まない。）

2 今後の小規模特認校制度

平成31年10月に「久留米市立小学校小規模化対応方針」を策定し、「望ましい学校規模」を「1学年が複数の学級で構成される学校」としている。

「小規模特認校制度」は、複式学級の回避・解消という目的のために制度を活用しているが、「望ましい学校規模」とまではならない状況であることなどを踏まえ、「小規模特認校制度」の再考を行っていく。

1 「久留米市立小学校小規模化対応方針」の概要

(平成 30 年 10 月 19 日教育委員会定例会議決事項)

6 対応の方策等

(2) 検討の優先順位等

ア 既に複式学級が発生している学校

長期にわたって複式学級が固定化し、その解消が見込めない小学校は速やかに抜本的な対応の検討に着手する。

イ 今後、複式学級の発生が見込まれる学校

今後、児童数の推計上、複式学級が発生し、さらに拡大・固定化する見込みの小学校は、順次、対応の検討を行う。

また、一時的に特定の学年にのみ複式学級が発生する小学校は、児童数の推計に注視し、小規模特認校制度の導入等の検討を行う。

ウ 望ましい学校規模を下回る学校

全学年又は一部の学年が 1 学級の標準規模未満の小学校は、児童数の推計等を踏まえながら、全市的かつ計画的な対応の検討を行う。

2 「久留米市立小学校における小規模特認校制度の運用について」の概要

(平成 27 年 8 月 20 日教育委員会定例会議決事項)

① 制度活用 of 基本的な考え方

慎重な検討の下に成果が期待できる学校を選定して制度を導入することで、学校小規模化対応の一方策として活用する。制度導入・児童募集にあたっては、必要性や適時性等を十分に議論し、教育委員会での議決により決定する。

② 制度導入・児童募集の考え方

(1) 次の条件を全て満たす学校を、小規模特認校制度の導入対象とする。

ア 複式が見込まれるが、その拡大には至らない。

イ 複式の回避等のために必要な児童数が確保できる見込みがある。

ウ 転入学児童数の占める割合が著しく増大し、家庭や地域との連携等に大きな影響を及ぼす懸念がない。

(2) 制度の導入後、次のいずれかに該当する場合は、児童募集を行わない。

ア 推計においても複式の見込みが無い。

イ 複式の回避・解消が非常に困難であると認められる。

市立小・中学校の学級数推計について[R2年5月1日現在]

学校数 ↓	R2 ※1,2年生のみ35人学級																															(小学校)							
15																																							
14																																							
13				草野 63																																			
12				柴刈 68																																			
11				青峰 73																																			
10				大橋 75																																			
9				金島 91																																			
8				水分 93																																			
7				船越 102																																			
6				青木 104																																			
5				川倉 119																																			
4				弓削 122							田主丸 327			三瀬 442																									
3				江上 123							安武 333			宮ノ陣 450			鳥飼 504																						
2				竹野 124		荻島 157					西牟田 347	小森野 333	長門石 410	南薫 454	北野 483	篠山 528	高良内 529		津福 608																				
1	浮島 20	下田 37		山本 132	水縄 163	大城 211	城島 227		京町 267	御井 366	犬塚 376	善導寺 431	山川 469	大善寺 489	日吉 541	東国分 610		金丸 635	上津 681	合川 644															南 1,047	西国分 1,061			
学級数 ↓	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32									
	過小規模(2)			小規模(18)						標準規模(19)						大規模(5)						過大規模(2)																	

児童数計:16,238

学校数 ↓	R8 ※1,2年生のみ35人学級																															(中学校)								
15																																								
14																																								
13				草野 59																																				
12				柴刈 61																																				
11				金島 64																																				
10				大橋 69																																				
9				船越 71																																				
8				青木 77																																				
7				水分 81																																				
6				江上 83																																				
5				竹野 91																																				
4				川倉 103						京町 329																														
3				弓削 127	水縄 167					田主丸 346	大善寺 385		善導寺 458		三瀬 508																									
2	浮島 15			山本 139	大城 209				長門石 270	西牟田 358	宮ノ陣 411	山川 430	北野 492	南薫 453	東国分 519	合川 582			上津 650																					
1	青峰 28	下田 30		荻島 171	城島 219			安武 245	小森野 292	御井 365	犬塚 422	高良内 453	津福 508	篠山 466	鳥飼 525	金丸 607	日吉 641		荒木 689													南 897					西国分 1,195			
学級数 ↓	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	35										
	過小規模(3)			小規模(19)						標準規模(19)						大規模(4)						過大規模(1)																		

児童数計:15,360

(中学校)

学校数 ↓ R2

5																												
4																												
3							城島 280																					
2						榑原 172			青陵 296	明星 363		北野 469		江南 485		牟田山 603												
1				高牟礼 207	宮ノ陣 241		屏水 314	筑邦西 366	荒木 370		田主丸 474		三瀬 498		城南 640	良山 635			諏訪 793									
学級数 →	1	2	3~5			6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25~30	31~		
	過小規模 (0)		小規模(9)						標準規模(7)							大規模(1)						過大規模						

生徒数計：7,206

学校数 ↓ R8

5																												
4																												
3																												
2										明星 370	荒木 396																	
1			高牟礼 137	榑原 218	城島 226	宮ノ陣 226	青陵 279	屏水 349	筑邦西 392	北野 420		江南 500	田主丸 511	三瀬 594	良山 658	牟田山 642	城南 712					諏訪 918						
学級数 →	1	2	3~5			6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25~30	31~		
	過小規模 (0)		小規模(8)						標準規模(7)							大規模(2)						過大規模						

生徒数計：7,548

【留意事項】

- ・学校名の下の数字は、通常学級在籍児童・生徒数
- ・推計値は、R2年度の住民基本台帳上の校区内児童生徒数及び各学校在籍児童生徒数を基に、各学校各学年進行毎の過去5年間における前年比を乗じたもの

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する 点検及び評価報告書（令和元年度分）について

1 点検・評価の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会では、平成20年度（平成19年度分）から、その権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検・評価を行っている。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	
第26条	教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（…中略…）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
2	教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の実施手法

- (1) 教育委員会の活動状況や主要な施策及び事務事業の取組状況についてとりまとめ、課題の整理や施策等の方向性を明らかにし、今後における効果的な教育行政の推進を図る。
- (2) 点検・評価の結果を市議会に報告するとともに公表することで、市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進する。
- (3) 点検・評価に当たっては、「教育委員会の権限に属する事務」及び「教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務」のそれぞれを対象とし、教育委員会の会議の活動状況及び教育施策要綱に掲げる施策の進捗状況について整理する。
- (4) 報告書の取りまとめに際して、学識経験者の意見を徴取する。

3 報告書の概要

項 目	概 要
1 はじめに	点検及び評価についての基本的な考え方等を記載。
2 点検及び評価の実施手法	
3 教育委員会の権限に属する事務の状況	教育委員会会議の開催及び運営状況として、議案の処理状況や報告事項の内容などを記載。
4 教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況	教育行政の具体的な事務の執行状況について、令和元年度教育施策要綱の事業区分に従って、その実施状況・成果及び今後の方向性等を記載。なお、施策ごとに以下のような構成としている。
【報告書の構成】 施策ごと	<pre> graph TD A[取組の概要] --> B[令和元年度に実施した事業の概要及び評価] B --> C[重点事業シート] </pre>
5 今後の方向性について	令和元年度の成果や課題等を踏まえ、次年度の基本的方針や重点取組等について記載。
6 点検・評価に関する学識経験者からの意見	2名の学識経験者の意見を掲載。
参考資料	令和元年度教育施策要綱(抜粋)や学校設置状況・進路状況等の資料を掲載。

4 今年度に意見を徴収する学識経験者（案）

氏名	現在の役職等	備考
喜多 加実代 氏	福岡教育大学 教授	平成30年度から3回目の依頼
大内 毅 氏	福岡教育大学 教授 福岡教育大学附属久留米 小・中学校校長	令和元年度から2回目の依頼

《参考：過去意見を徴収した学識経験者》

年度	学校教育分野	社会教育分野
R1	大内 毅（福岡教育大学教授）	喜多 加実代（福岡教育大学教授）
H30	伊藤 克治（福岡教育大学教授）	喜多 加実代（福岡教育大学教授）
H29	伊藤 克治（福岡教育大学教授）	井上 豊久（福岡教育大学教授）
H28	伊藤 克治（福岡教育大学教授）	井上 豊久（福岡教育大学教授）
H27	江頭 理江（福岡教育大学教授）	井上 豊久（福岡教育大学教授）
H26	江頭 理江（福岡教育大学教授）	井上 豊久（福岡教育大学教授）
H25	江頭 理江（福岡教育大学教授）	井上 豊久（福岡教育大学教授）
H24	飯田 慎司（福岡教育大学教授）	井上 豊久（福岡教育大学教授）
H23	飯田 慎司（福岡教育大学教授）	厨 義弘（福岡教育大学名誉教授）

5 今後のスケジュール（予定）

- 6月中旬 教育委員へ報告書（案）を送付
- 6月24日（定例会） 教育委員からの意見集約、その後修正
- 7月初旬 学識経験者へ報告書（案）を送付
- 8月初旬 学識経験者からの意見書の徴取
- 8月下旬（定例会） 教育委員会議決（予定）
- 9月 議会報告（教育民生常任委員会）

教育委員会後援事業等に関する報告

R2.6.2からR2.7.8 受付分まで
 ※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和2年7月19日(日) 13:00~17:00	第8回みらい☆いすをつくろ う	けやきとアートの散歩路	久留米市津福公園 多目的ドーム	後援	学校教育課
2	令和2年10月20日(水)~ 25日(日)	2020(第26回)都市ビル環 境の日 第13回子ども絵画 コンクール	公益社団法人 全国ビ ルメンテナンス協会	久留米市一番街多目 的ギャラリー	後援	学校教育課
3	令和2年12月12日(土) 13:30~	第27回「小さな親切」作文コ ンクール	くるめ「小さな親切」運動 の会	筑邦銀行本店3階 ホール	後援	学校教育課
4	令和2年8月19日(水) 9:30~15:55	令和2年度障がい者就職準 備講座	福岡県 新雇用開発課	久留米リサーチ・ パーク	後援	学校教育課
5	令和2年7月29日(金) 16:00~17:00	在外教育施設での実践に 学ぶ研修会	筑後地区国際理解教育 研究会	久留米市教育セン ター 中研修室	後援	学校教育課
6	令和2年7月15日(水)~ 令和3年3月末、応募の あった水・土・日曜日の各 1時間程度	オンラインレクリエーション	一般社団法人TJC教育 サポート	オンライン上	後援★	生涯学習推 進課
7	令和2年8月28日(金) 10:00~10:40・15:00~ 15:40 令和2年8月30日(日) 10:00~10:40・15:00~ 15:40	ワークショップ&講座「7ヶ国 語で話そう。」	ヒッポファミリークラブ久 留米	オンライン上(Zoomア プリ)	後援	生涯学習推 進課
8	令和2年9月10日(木) 12:00~15:30	懐メロを唄う会 秋季定例会	令和に皆で懐メロを唄う 会	和食旬彩庵 寛永通 宝 3階大宴会室	後援	生涯学習推 進課
9	令和2年9月15日(火) 10:00~9月20日(日) 16:00	第3回創元会福岡・佐賀支 部合同展	一般社団法人創元会福 岡・佐賀支部西日本新 聞社	久留米市美術館	後援	生涯学習推 進課
10	令和2年9月21日(月)~ 10月9日(金) 9:00~ 13:00	「子どもの潜在能力を引き 出す脳科学」講座	一般財団法人日本リー ダー育成推進協会	オンライン講座(媒 体:Zoom)	後援★	生涯学習推 進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
11	令和2年7月26日(日) 13:30~15:00 令和2年8月23日(日) 13:30~15:00	キッズマネースクール	株式会社B・A	久留米リサーチパーク(久留米市百年公園)	後援	学校教育課
12	令和3年2月22日(月) ~令和3年3月7日(日)	久留米広域消防本部防火 ポスターコンクール	久留米広域消防本部	久留米市庁舎2階ホ ワイエ(展示)及び各 総合支所(展示)を予 定	後援	学校教育課
13	令和2年12月27日(日)~ 令和2年12月31日(木)	2020冬休み 小学生「能古島自 然教室」&「九重山自然教室」	能古島青少年育成協会	福岡市西区能古島および 大分県玖珠郡九重山	後援	学校教育課

令和2年第4回（6月）久留米市議会一般質問回答要旨
 質問一覧（教育部関連）

質問議員	質問内容
＜個人＞	
早田 耕一郎 議員	1 第二波を見据えたコロナ対策について (4) 学校現場における対策について
金子 むつみ 議員	1 新型コロナウイルス感染防止対策について (4) 学校再開について ア 子どもと教師を守る態勢について イ 今後の課題について
秋永 峰子 議員	1 久留米市立学校再開後の諸問題について (1) 学校の安全・安心の確保、感染症予防策について (2) 子供たち一人一人へのきめ細やかな対応と少人数授業の実施について
吉武 憲治 議員	1 「ニューノーマル」を踏まえたオンライン学習について
中村 博俊 議員	1 新型コロナウイルス感染症対策について (2) 子どものメンタル支援について
森崎 巨樹 議員	2 小学校小規模化対応方針と城島地域小学校統廃合について
田住 和也 議員	1 新型コロナウイルス感染症対策の取組について (3) 市民への支援について ア 子どもへの支援について
石井 秀夫 議員	1 新型コロナウイルス感染症対応について (3) 学校給食の無償化について 2 非常事態による市立学校の長期臨時休校について (1) 非常時における久留米市版コミュニティスクールの取組について (2) 不登校やいじめの新たな課題について (3) 学校におけるコロナウイルス感染症のクラスター予防について

(教育部関係)

個人

【質問議員】 早田 耕一郎 議員

【質問要旨】 1 第二波を見据えたコロナ対策について
(4) 学校現場における対策について

【質問趣旨】 新型コロナウイルス感染症の予防対策は学校間でばらつきがある。教育委員会から統一した対応マニュアルは出せないのか。

【回答要旨】 1 基本的な考え
市教育委員会では、新型コロナウイルスの対応として「感染防止」「学習保障」「元気支援」という三つの柱を掲げて取組を進めており、感染状況に応じて、軸足を意識しながら対応していくことが重要であると考えています。

2 現状

市教育委員会では、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を各学校へ通知しております。これを受けて各学校では、定期的な手洗いや換気といった基本的な感染症対策に加え、3つの密を回避するための取組や、児童生徒等が頻繁に手を触れる場所の消毒など、各学校の創意工夫による対策が図られております。

3 今後

市教育委員会では、学校現場における統一的な感染症対策の取組に繋げるため、保健所と共に学校を訪問し、校長等との意見交換を行いました。

今後その結果を踏まえ、消毒作業のあり方や換気の方法等、基本的な感染症対策を分かりやすく説明した補足マニュアルを作成・配布することとしております。さらに、各学校で工夫されている感染症対策を全校で共有化することにより、学校における統一的かつ、効果的な対策の取組に繋げていきたいと考えています。

【質問議員】 金子 むつみ 議員

【質問要旨】 2 新型コロナウイルス感染防止対策について
(4) 学校再開について
ア 子どもと教師を守る態勢について
イ 今後の課題について

【質問趣旨】 ・子どもと教師を守る態勢として、どのような取組をしているのか
・そのために少人数授業は効果的であると思うがどのように考えるか

【回答要旨】 1 子どもや教員を守る取組について
新型コロナウイルス感染症から子どもや教員を守るための取組として、各学校では、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、教職員が連携して手洗い指導や消毒等に取り組んでいます。
また、換気やマスクの着用といった3密を回避する取組も進めております。

2 少人数授業について

少人数授業は、これまできめ細かな学習指導の観点から行われてきましたが、感染症対策の観点から身体的距離を確保するためにも有効であると認識しております。

各学校では、算数など特定の教科で少人数授業が行われておりますが、指導に当たる教員や教室の確保が可能である場合は、少人数授業を増やしている学校も見られているところです。

2回目

【質問要旨】

2 新型コロナウイルス感染防止対策について

(4) 学校再開について

ア 子どもと教師を守る態勢について

イ 今後の課題について

【質問趣旨】

既に少人数授業を実施している学校があるなら、もっと拡大したらどうか。

【回答要旨】

市教育委員会としましては、少人数授業は、学級内で距離を確保するために有効な方法の一つであると考えております。一方で、少人数授業を拡充していくためには、新たな教員の配置や教室の確保が課題となっております。

現在、各学校では、頻繁な換気やマスクの着用のほか、体育館や図書館等の利用時間を分散するなど、様々な学校活動において児童生徒の距離を可能な限り確保するための創意工夫による取組が行われているところです。

3回目

【質問要旨】

3 新型コロナウイルス感染防止対策について

(4) 学校再開について

ア 子どもと教師を守る態勢について

イ 今後の課題について

【質問趣旨】

少人数授業を実施するための教員の配置について、県に要望してほしい。

【回答要旨】

市教育委員会としましては、少人数授業は、きめ細かな学習指導の視点や感染症対策として身体的距離を確保する視点から有効であると考えております。

国の第2次補正予算では「学校の段階的再開に伴う児童生徒等の学びの保障」として、人的体制の強化が盛り込まれていますので、その情報収集に努めるとともに、県に対しても要望してまいりたいと考えております。

【質問議員】

秋永 峰子 議員

【質問要旨】

1 久留市立学校再開後の諸問題について

(1) 学校の安全・安心の確保、感染症予防策について

【質問趣旨】

現在の校内消毒の取り組み状況を教えてもらいたい。

【回答要旨】

1 基本的な考え方

市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症への対応として「感染防止」「学習保障」「元気支援」という三つの柱を掲げ取組を進めているところです。

2 学校における消毒の状況

各学校では、感染予防のため文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、3つの密を回避するため取組や、定期的な手洗いや換気、マスクの着用等の基本的な感染症対策について、創意工夫をしながら取り組んでいるところです。

このうち、校内の消毒につきましては、多くの児童生徒が頻繁に触れるドアノブや手すり、スイッチなどを始めとして、教室やトイレ等の消毒を教職員が中心になって毎日行っています。

2回目

【質問要旨】

- 1 久留米市立学校再開後の諸問題について
(1) 学校の安全・安心の確保、感染症予防策について

【質問趣旨】

専門業者による定期的な消毒等、教職員の負担軽減のための人的支援はできないか。

【回答要旨】

新型コロナウイルス感染症については、今後第2波・第3波の到来も予想されるため、長期的な視点で、常に緊張感を持った感染症対策に取り組むことが重要であると考えています。

今月から教育活動が本格化しておりますが、学校は教室数が多く、面積も広いため、毎日の消毒作業は、教職員にとって一定の負担になっているものと認識しております。

従いまして、教職員が本来の業務へ専念できるよう様々な手法を検討していきたいと考えております。また、国県の財政支援の動きもありますので、その動向を注視し、活用を図っていききたいと考えております。

【質問要旨】

- 1 久留米市立学校再開後の諸問題について
(2) 子供たち一人一人へのきめ細やかな対応と少人数授業の実施について

【質問趣旨】

- 生活リズム再建のため保護者へどのように働きかけるのか。
- 休校による学力格差に対し、学習支援員を配置して少人数授業を実施すべきではないか

【回答要旨】

- 1 生活リズム再建のための保護者への働きかけ

市教育委員会では、臨時休校中における児童生徒の基本的な生活習慣を維持するため、各家庭で毎日の生活内容を予め記載し、規則正しい生活に繋げるための「おうち時間割」を作成し、配布致しました。

各学校では、回収した「おうち時間割」等から把握した休校期間中の生活実態に加えて、学校再開後の児童生徒の様子も踏まえ、児童生徒や保護者に対する全体指導や個別面談等を行っています。

- 2 休校によって生じた学力格差への対応

各学校では、臨時休校中に配布した学習プリントの取組状況から内容の理解度や学習習慣の定着度を評価し、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導に努めています。また、学校の実態に応じて可能な範囲で少人数授業を実施しております。

市教育委員会では、これらの取組が充実するよう支援していきたいと考えており、学習指導員の配置についても、国の第2次補正予算に掲げられておりますので、情報収集等を行い、その活用にも努めてまいります。

【質問議員】 吉武 憲治 議員

【質問要旨】 1 「ニューノーマル」を踏まえたオンライン学習について

【質問趣旨】 臨時休校期間において、子どもたちの学びを止めないためにどのような取組を行ったのか。本市におけるGIGAスクール構想の進捗はどのような状況にあるのか。

【回答要旨】 1 臨時休校期間中の学びを止めない取組について

市教育委員会では、臨時休校期間であっても、子どもたちの学びを止めてはいけないとの認識のもと、様々な取組を行ってきました。

具体的には、小中学校の教員と市教育委員会の指導主事で「学習の保障プロジェクト」を組織し、教科書に基づくプリント教材とその内容を解説する動画を作成し、家庭学習の支援に活用しました。

また、文部科学省等が紹介する学習サイトを本市のホームページに掲載し、児童生徒の自主学習での活用を促しました。子どもが主体的に学習に取り組んだ、分かりやすかったという声を聞いています。さらに、田主丸小学校の6年生では、タブレット端末を活用したオンラインによる朝の会やドリル学習を試行的に実施しました。

2 GIGAスクール構想の進捗状況について

校内通信ネットワークの整備については、本年度中の整備完了を目指して、現在準備を進めているところです。

また、児童生徒1人1台に向けたパソコン配備についても、現在調達の準備を進めており、10月末に納入できればと考えています。

コロナの第2波が到来するまでに、一度は学校で基本的な使い方を教え、再び学校が休校になった場合でも、オンラインによる授業やドリル、朝の会が全ての小中学校のほとんどの児童生徒で実現できることが目標です。

2回目

【質問要旨】 1 「ニューノーマル」を踏まえたオンライン学習について

【質問趣旨】 オンライン朝礼に取り組んだ学校の成果と課題、今後のオンライン学習の取組についてどのように考えるのか。

【回答要旨】 回答要旨

1 オンラインによる朝の会の成果と課題

田主丸小学校における試行的な取組の成果として「担任が児童の健康状態や生活リズムをリアルタイムで把握できたこと」「児童同士が顔を合わせることで安心感を高めたこと」等が挙げられます。

今回は、携帯電話回線を使用したタブレット端末の配布により、学級の児童全員が同じ通信環境で実施することができましたが、このようなオンライン学習を進めていくためには、家庭における通信環境の確保が課題であると考えております。

2 今後のオンライン学習の取組の考え方

田主丸小学校での取組を通して、オンライン学習は、休校期間中の児童の心理的安定や学習保障を考える上で有効な手段であることが分かりました。

また、国の中央教育審議会でも「緊急時の対応だけでなく、通常時の実施につ

いても制度化を検討すべき」との協議が行われていると聞いております。特に1人1台端末があることは、本やノートなどの文房具にとって代わることを意味し、デジタル教科書の活用や誰一人取り残さない教育が実現できます。

従いまして、市教育委員会では、このようなオンライン学習に関する国の動向を注視しながら、現在進めているGIGAスクール構想の実現に向けた取組の中で、家庭での通信環境の確保も含めて検討してきたいと考えております。

【質問議員】 中村 博俊 議員

【質問要旨】 1 新型コロナウイルス感染症対策について
(2) 子どものメンタル支援について

【質問趣旨】 新型コロナウイルス感染症対策の自粛期間が長期化したため、子どもたちが環境変化に適応できているか心配している。子どもの心のケアにどのように取り組んでいるのかお尋ねする。

【回答要旨】 1 保育所、幼稚園における心のケアについて

保育所や幼稚園においては、通園する園児のストレスによる変化に配慮した対応を心掛けてきました。また家庭で過ごす園児に対しては、定期的に連絡をとる等、心身の健康チェックを行い、見守りを強化してきました。

2 小中学校における心のケアについて

小中学校においては、臨時休校期間中、担任による定期的な電話連絡や児童生徒の心の状態を把握するアンケートの実施、相談窓口の紹介文書の配布とともに、気になる状態にある児童生徒に対する家庭訪問などが行われておりました。

学校再開後は、毎日の登校状況の把握とともに児童生徒の表情や言動の注意深い観察、そして小さな変化に気付く意識の向上への取組がなされています。また、環境変化への不適應や生活リズムの崩れが見られる児童生徒に対しては、担任との面談やスクールカウンセラーによる相談、生徒指導サポーターによる登校支援が行われております。

3 今後について

引き続き、子どもたちの様子の変化に注意し、保護者との連携も取りつつ、子どもの心のケアを継続してまいります。

2回目

【質問要旨】 1 新型コロナウイルス感染症対策について
(2) 子どものメンタル支援について

【質問趣旨】 コロナ禍における子どもの心のケアは、平時の対応だけでは不足である。体制充実のためスクールカウンセラーを増員し、スクールソーシャルワーカーなどの専門家との連携を図るべきではないか。

【回答要旨】 1 学校再開に向けた準備について

市教育委員会では、学校再開に向け、児童生徒の小さな変化にも気が付くよう、スクールカウンセラーと協力して作成したチェックリストを各学校に配布するとともに、気になる児童生徒については、学校と情報の共有化を図ってまいりま

した。

2 専門家の活用について

学校再開後は、担任や養護教諭がチェックリストを活用しながら児童生徒の様子を注意深く観察し、その様子や相談内容等から、より専門的な支援が必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに繋いでおります。また、保護者や医療機関等を交えたケース会議等も実施し、きめ細かな対応を図っております。

休校によるストレスやこれまでとは異なる日常に、児童生徒のストレスが、想定できない様々な形で表れてくるのが危惧されます。

そのような児童生徒の不安やストレスを早期に把握・解消するためには専門的な知識を持ったスクールカウンセラー等の活用を図ることが効果的であると考えております。

児童生徒の心のケアの中心的役割を担うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の重要性を踏まえ、国や県の動向を注視し、情報収集を行うとともに、その体制の充実に向け、しっかり要望を行ってまいりたいと考えています。

【質問議員】 森崎 巨樹 議員

【質問要旨】 2 小学校小規模化対応方針と城島地域小学校統廃合について

【質問趣旨】 複式学級校である城島地域の浮島小・下田小の2校を対象とした学校統合が進められているが、

- (1) 小学校統合の全市的な取組をどう考えているのか。
- (2) 城島地域の5校統合をどう考えているか。
- (3) 城島地域の振興についてどのようなビジョンを持っているか。

【回答要旨】 (1) 小学校統合の全市的な取組について

市教育委員会では、子どもたちのより良い教育条件・教育環境を整えていくために、平成30年10月に「久留米市立小学校小規模化対応方針」を策定いたしました。

この方針では、「既に複式学級が発生している学校」の統合を最優先に進めることとしており、次に「今後、複式学級の発生が見込まれる学校」について対応の検討を行い、その後、「1学年が1学級編制の望ましい学校規模を下回る学校」について全市的かつ計画的な対応の検討を行っていくこととしています。

(2) 城島地域の5校統合について

市教育委員会としましては、「久留米市立小学校小規模化対応方針」に基づき、今後全市的な小学校の統合を進めていくこととしております。

従いまして、5校統合についても、この全市的な取組みの中で進めていくものと考えており、その際には、城島地域全体の学校教育の在り方を含め、早い段階から、市議会の皆様並びに城島地域の関係者の皆様と十分な協議をさせていただきたいと考えています。

(3) 城島地域の振興について

人口減少や高齢化が顕著である城島地域の振興については、市の重要な課題であると認識しています。

その振興を図っていくには、城島地域だけでなく、隣接自治体とも連携した市西部地域全体の活性化が不可欠と考えます。

そのため、西部地域の特性を踏まえて、「快適に住み続けられる地域」、「田園環境と融合した住み良さがブランド化された地域」、「近隣自治体との連携等により交流が活性化された地域」を目指し、城島・三潁総合支所に設置したプロジェクトで、関係団体等のご意見を伺いながら具体策の検討を鋭意進めております。

2回目想定

【質問要旨】 2 小学校小規模化対応方針と城島地域小学校統廃合について

【質問趣旨】 (1)浮島小・下田小の統合に向け、子どもたちの不安感への配慮はどうしていくのか。
(2)浮島小・下田小の閉校記念行事の実施や歴史的記念物（メモリアル品）の保存をどう考えているか。
(3)下田・浮島校区の地域振興はどのようなビジョンを持っているか。

【回答要旨】 (1) 児童の不安感への配慮について

小学校の統合は、児童の学習環境や生活環境が大きく変化することから、精神的な負担が生じないように、統合前に、児童同士の交流を深めるための交流学习や合同行事を実施するとともに、スクールカウンセラーの配置拡充などを行っていきたくと考えています。

また、これらを行う中で、児童へのアンケート調査を実施するなど、児童の状況を的確に把握し、対象校の教員同士の緊密な連携や保護者との情報共有化を図りながら、児童一人ひとりへのきめ細やかな対応を行っていきたくと考えています。

(2) 閉校記念行事の実施や歴史的記念物の保存について

市立小学校は、それぞれに長い歴史を有し、多くの卒業生を輩出しながら、地域の様々な活動等の拠点としての役割も果たしてきました。

閉校記念行事は、これまで学校を支えていただいた地域住民や卒業生をはじめ、関係者の皆様に感謝の意を表し、今後のまちづくりの機運を高めていくためにも、重要な行事です。また、歴史的記念物を後世に残していくことは、地域の歴史や文化を継承していくためにも重要な取組であると考えています。

このような認識のもと、具体的な内容等につきましては、今後、保護者や地域の皆様と検討していきたくと考えています。

(3) 下田・浮島校区の地域振興について

下田・浮島校区の振興につきましては、現在協議している小学校の統合という特殊事情を十分配慮し、市議会、地域等のご意見を伺いながらしっかり取り組んでまいります。

学校跡地の活用など、統合に関連する課題について、総合支所を窓口として全庁的な対応を図ってまいりますので、引き続きご支援をお願いいたします。

【質問議員】 田住 和也 議員

【質問要旨】 1 新型コロナウイルス感染症対策の取組について

- (3) 市民への支援について
- ア 子どもへの支援について

【質問趣旨】 臨時休校に伴い、児童生徒には様々な問題が出始めているが、児童生徒の心と体について現状と課題をどのように認識しているか。

- 【回答要旨】
- 1 児童生徒の心と体の現状について
再開後の学校では、児童生徒は概ね元気に登校し、落ち着いて学校生活を送ることができているようです。しかし、臨時休校の影響により新たな行き渋りの兆候を示す者も見受けられます。
 - 2 課題について
市教育委員会では、行き渋りの兆候を示す児童生徒だけでなく、元気に登校している者の中にも、臨時休校に伴う「ストレスや不安感」が蓄積していたり、「基本的な生活習慣」ができていない児童生徒がいるものと認識しております。
さらに「体力」や「学校へ登校する意欲」が減退している児童生徒も相当数に上ると懸念しています。
従いまして、こうした児童生徒が抱える心の悩みや不安感、体力や登校意欲の減退等について実態をつかみ、一人ひとりの状況に応じて、丁寧に対応していくことが急務であると考えております。

2回目

- 【質問要旨】
- 1 新型コロナウイルス感染症対策の取組について
- (3) 市民への支援について
 - ア 子どもへの支援について

【質問趣旨】 臨時休校に伴う児童生徒の課題に対する解消方法について、どう考えているか。

- 【回答要旨】
- 1 心のケアや基本的な生活習慣の乱れの解消について
市教育委員会としましては、児童生徒のストレスや不安が解消され、健全な生活習慣のもとで登校できるようにするため、教員はもとより、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等を活用し、学校総体できめ細かな支援に努めていきたいと考えております。
 - 2 体力のケア及び熱中症リスクへの対応について
体力については、体育の授業や部活動の開始前に健康観察や準備運動を十分にを行い、徐々に体を慣らすよう各学校に対して通知しています。
また、熱中症リスクへの対応については、学校活動や登下校におけるリスクを考慮し、柔軟なマスクの着用など夏場の感染症対策に関する留意事項を整理し、各学校へ周知してまいります。
 - 3 児童生徒の登校意欲について
今後の学校活動では、行事が中止や縮小となり、友人との交流も制約されるため、児童生徒の登校意欲を持続することが重要になります。そのため、限られた行事や普段の授業の中で、児童生徒一人ひとりの役割を見出し、活躍する機会を設けるような工夫をすることによって、児童生徒が学校生活を楽しいと思い、充実感を得ることができるよう環境づくりに取り組んでまいります。

【質問議員】 石井 秀夫 議員

【質問要旨】 1 新型コロナウイルス感染症対応について
(3) 学校給食の無償化について

【質問趣旨】 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、保護者の負担軽減として、給食費を無償化している市町村がある。本市でも何かしらの支援策を実施すべきではないか。

【回答要旨】 1 現状

久留米市の給食費は、小学校が月 4,100 円、中学校が 4,600 円を食材費相当額として、保護者の皆様にご負担いただいております。今年度は、6 月から来年 3 月まで 10 カ月分の給食費をご負担いただく予定としており、全額を無償とした場合、新たに年間約 7 億 8 千万円の財源が必要になると試算しております。

2 給食費の無償化

給食費への支援としては、経済的に困窮している家庭に対しまして、就学援助制度や生活保護制度により、給食費の実費相当額を援助しております。

臨時休校の期間は、給食がないため、就学援助世帯には給食費相当分の援助を実施しておりませんが、生活保護世帯には国の通知に基づき給食費相当分の援助を実施しております。

このため、新型コロナウイルス感染症対策として、給食費相当分の援助を受けられなかった就学援助世帯の児童生徒に対し、1 人あたり 20 キロ相当の「おこめ券」を配布したところです。

2 回目

【質問要旨】 1 新型コロナウイルス感染症対応について
(3) 学校給食の無償化について

【質問趣旨】 他市町村では、期間を限定して、1 学期分を無償化している事例もある。久留米市でも同様の支援ができないのか。

【回答要旨】 給食費の無償化は、一月分でも約 7,800 万円、1 学期分となると 3 億 1,200 万円といった、多額の財源が必要となります。

今後、第 2 波・第 3 波の感染も予想されることや、学校現場において、想定外の様々な課題が発生することも考えられますので、児童生徒や保護者の皆様に対する必要な支援策について、財源には限りがございますが、市議会のご意見も賜りながら、しっかりと取組んでいきたいと考えております。

【質問要旨】 2 非常事態による市立学校の長期臨時休校について
(1) 非常時における久留米版コミュニティスクールの取組について

【質問趣旨】 臨時休校中に、久留米版コミュニティスクールとして学校と地域の連携がどのように行われたのかお尋ねする。

【回答要旨】 1 久留米版コミュニティスクールの取組
久留米市において、本年度から新たにスタートとした久留米市教育振興プラ

ンでは「コミュニティ・スクールの推進」を重点の一つに掲げ、全小中学校に「地域学校協議会」を設置し、学校・家庭・地域の協働を積極的に進めることとしています。

2 臨時休校中の地域との連携について

こうした中、久留米市では2か月半に亘る休校期間中、市内外の感染状況や緊急事態措置の動向を踏まえた学校の休校及び再開の判断など、初めての感染症対応を手探りの中で進めてきました。その間、地域との連携が不十分であったと認識しております。

学校が再開となり、様々な課題が懸念される中、学校と地域が互いに情報を共有し子どもの支援に取り組むことは、子どもの困りごとの早期発見、早期解決のために重要であると考えております。

今後、より一層地域と学校が連携できるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、地域の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2回目

【質問要旨】

2 非常事態による市立学校の長期臨時休校について

(1)非常時における久留米版コミュニティスクールの取組について

【質問趣旨】

なぜ、地域との連携ができなかったのかをお尋ねする

【回答要旨】

1 臨時休校中の地域連携の取組

地域学校協議会の規程では、「教育委員会及び校長は、協議会が適切な活動を行うことが出来るよう必要な情報提供に努めなければならない」とされています。

しかしながら、コロナ禍におけるこれまでの対応は、学校から家庭へのアプローチが中心となってしまい、地域との連携については各学校に委ねておりました。そのため、各学校における地域との情報共有に差が生じており、学校再開後は、速やかに地域学校協議会を開き、臨時休校中の学校の取組や今後の感染拡大防止の対策について地域の皆さまと情報共有するよう各学校に通知したところです。

議員ご指摘の通り、こうした非常事態だからこそ、各学校の取組状況を地域の皆さまと共有できるような日頃の関係づくりが重要であり、それが不十分であったと反省をしております。

2 今後の取組

今後は、「地域とともにある学校」の実現にむけて、お互いの関係がより近まるよう、市教育委員会も積極的に取り組んでまいります。

3回目

【質問要旨】

2 非常事態による市立学校の長期臨時休校について

(1)非常時における久留米版コミュニティスクールの取組について

【質問趣旨】

今後の地域との連携について、教育長の決意を問う。

【回答要旨】

休校期間中、そして、学校が再開されても、子どもたちは、少なからず、ストレスを感じて生活していると思います。

そのような中では、家庭、地域、学校が連携し、子どもたちをみんなで、し

っかり見守っていくことが必要です。そのためにも、日頃からの地域との関係作りが非常に重要であることは、議員ご指摘の通りです。

今後、学校の新しい生活様式に対応した、新たなコミュニティスクールの在り方を、地域の皆様のご理解とご協力を得ながら考えていく必要があります。

教育委員会として、今回のご指摘を重く受け止め、地域の皆様との連携強化に、そして「地域とともにある学校の実現」に向けて、しっかり取り組んでまいります。

【質問要旨】 2 非常事態による市立学校の長期臨時休校について
(2) 不登校やいじめの新たな課題について

【質問趣旨】 長期の休校を受けて、学校における不登校やいじめ問題をはじめ、新たな問題の発生状況はどうなっているか。また、それに対して市教育委員会や各学校はどのように対応するのか。

【回答要旨】 1 新たな問題の発生について

長期休校中、学校では直接子どもの様子を見る事が出来ず、子どもの困りごとが見えにくい状況にありました。そこで、各学校では、電話連絡や家庭訪問による児童生徒の安否確認を行いました。

さらに、学校再開前の5月の連休明けには、教材配布に併せて子どもの困りごとに関するアンケートを実施しました。そのアンケートの中で、いじめに関しては小学校31件、中学校1件の記載がありました。

不登校に関して、先月25日からの午前中登校時に調査した児童生徒の欠席状況は例年と大きく変わりませんが、今まで不登校だった子どもが登校した例や、新たな行き渋りの子どもの例が見受けられています。

このような、いじめや不登校の問題については、一人ひとりの子どもの状況に応じて丁寧に対応していく必要があると認識しております。

2 今後の取組について

市教育委員会では、各学校と連携しながら、スクールカウンセラーや校内適応指導教室助手等とともに、補正予算で増員させていただいた生徒指導サポーターを活用し、子どもたちが安心して登校できるよう取り組んでまいります。併せて、関係機関や地域の方々と連携し、子どもや保護者に対する必要かつきめ細かな支援を行ってまいります。

2回目

【質問要旨】 2 非常事態による市立学校の長期臨時休校について
(2) 不登校やいじめの新たな課題について

【質問趣旨】 夏休みの短縮・マスク着用・手洗いなど、子どもたちはコロナの影響で新たな生活を強いられている。子どもたちのストレスが学校内外で現れてくると思うが、学校としてどのように対応しようとしているのか。

【回答要旨】 1 学校内での対応について

子どもたちは、マスクの常時着用や身体的距離の確保など、今までとは違う学校生活に様々なストレスを受けております。

各学校では、そうした認識のもと、担任や養護教諭等を中心に、きめ細かな健康観察やストレスチェック等により、子どもの状況の的確な把握に努めてい

ます。また、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、校長のリーダーシップのもと、教職員がチームとして組織的に対応しています。

2 学校外での対応と今後の取組について

市教育委員会では、子どものストレスは学校以外の場でも現れるものと認識しており、家庭や地域との連携がより重要になると考えています。

そのため、学校においては、子どもたちの様子を注意深く観察し、保護者との情報共有や個別面談を適宜行うなど、家庭との連携を図っていきます。

また、地域においては、登下校中の見守り活動などをお願いしておりますが、その中で気付かれた子どもたちの様子を学校とも共有させていただき、学校・家庭・地域が密接に連携・協働しながら子どもたちを支える取組を進めてまいりたいと考えております。

【質問要旨】 2 非常事態による市立学校の長期臨時休校について
(3) 学校における新型コロナウイルス感染症のクラスター予防について

【質問趣旨】 市立学校では、感染症予防として、どのような取り組みを行っているのか。

【回答要旨】 他市の事例にもあるように、多くの児童生徒が学ぶ学校では、一旦、感染者が発生してしまうと、集団感染に繋がる恐れがあります。

このことから、市教育委員会では、消毒液や非接触型体温計などの配布を行うとともに、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、学校の実態に応じた感染症対策を行うよう、各学校へ通知しているところです。

これを受けて、学校においては、各家庭の協力による登校前の検温、手洗いの徹底、マスクの着用など、3つの密を回避する取組を行うとともに、ドアノブや手すりなど、児童生徒が頻繁に触れる場所の定期的な消毒などを行っております。

今後とも学校や保健所等の関係機関としっかりと連携し、緊張感を持って、感染拡大の防止に取り組んでまいります。

2回目

【質問要旨】 2 非常事態による市立学校の長期臨時休校について
(3) 学校における新型コロナウイルス感染症のクラスター予防について

【質問趣旨】 夏場に、子どもたちにマスクを着けたまま、重い荷物を持たせて下校させるのは、負担が大きいのではないかと。負担軽減はできないのか。また、教室内の室温についても配慮が必要でないかと。

【回答要旨】 暑い中、マスクを着用し、重い荷物を持って登下校することは、熱中症などの健康被害を発生させる恐れがあり、子どもたちにとって大きな負担になると考えられます。

国が学校の衛生管理の観点から作成したマニュアルには、マスクの着用について、「熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合は、児童生徒間の距離を保つことなどを条件に、マスクを外すこともできる」と示されておりますので、今後、そのような注意点等をわかりやすく各学校へ周知していきたいと考えております。

また、登下校時の荷物につきましても、学校に置くことができる教材を指定す

るなど、一定の基本的な考え方を整理して、各学校へ依頼していきたいと考えております。

さらに、小中学校のエアコンについては、児童生徒の健康面に配慮した柔軟な対応を行うよう、教育委員会から各学校に運用に関する通知を行っております。

久留米特別支援学校の事故に係る損害賠償事件について

1 事案の経過

平成24年9月26日12時30分頃、久留米特別支援学校において、担任教諭の介助を受けながら給食をとっていた生徒（当時中3）が、誤嚥により窒息し、重篤な脳障害を後遺する事故が発生しました。

平成26年12月に、災害共済給付（障害見舞金請求額3,770万円）の不支給を決定した日本スポーツ振興センターと久留米市を相手に、総額1億9,098万7,627円（うち市への請求1億5,328万7,627円）の損害賠償を求める訴訟が提起されました。

2 控訴審（福岡高裁）

(1) 主張の概要

原告	久留米市
① 学校は、原告生徒が「食べる機能に障害がある」ことを把握しながら、給食介助中の誤嚥による窒息防止対策を万全にとる義務を尽くさなかった。	① 事故発生時、教諭はマニュアルのとおりに行動しており、救護義務違反はない。
② 学校は、医療的ケア制度の説明をしなかった。また、学校は、原告生徒には吸引等の医療的ケアが必要であるということ認識しながら、保護者へその必要性を伝えなかった。	② 学校は、保護者に対し医療的ケアの申請を勧めたが、申請が行われなかったため、医療的ケアを実施していない。
	③ 学校は、医療的ケア制度の説明会を行っており案内もしていた。医療的ケアの必要性について、学校は医学的判断や介護的判断を行う役割や能力を有しないため、学校ではなく保護者が判断すべきことである。

(2) 判決内容（令和2年7月6日）

① 市の主張が認められたもの

- ・ 事故当日の教諭の給食介助の内容と判断に、安全配慮義務違反があったとは認められない。
- ・ 誤嚥窒息の発生時に、教諭が時間を費やしたという状況は認められず、マニュアルや訓練のとおりに行動したと認められるから、救護義務違反があったとは認められない。

② 市の主張が退けられたもの

- ・ 学校が保護者に提供すべき情報は、医学的な専門知識ではなく、教員が認識して

いた事情（医療的ケアの必要性）であるから、合理的な理由もなくこれらの情報提供や説明を怠ったことは説明義務に反する。

- ・ 学校が吸入を含む医療的ケアの必要性について、保護者に説明と情報提供を行っていたら、医療的ケアの申請をしていた可能性が高いと認められるため、説明義務違反と重篤な後遺障害との間には因果関係がある。

③ 損害賠償

当該生徒は介護施設で医療的ケアを利用しており、保護者が医療的ケアの利用について学校に確認すれば、学校がその利用を否定する理由はないため、事故を回避し得る医療的ケアが行われた可能性が高い。

原告は、事故発生に一定の過失があり、3割の過失相殺を認めるのが相当である。

	請求額	第一審	控訴審判決	
			損害額	過失相殺後
久留米市	1億5,328万7,627円	500万円	5,514万6,000円	3,860万2,200円
センター	3,770万円	棄却	棄却	棄却

3 上告について

控訴審判決は、教育機関である学校に対して、過度な義務及び責任を課すものと考えられますので、今後の学校運営を行っていくうえでも最高裁判所の判断を仰ぎたいと考えています。

久留米市学校施設長寿命化計画の策定について

1 策定の背景

本市の学校施設の多くは、1960年代後半から1980年代にかけて集中的に整備され、今後一斉に更新時期を迎えます。

こうした状況の中、国は各教育委員会に対して、令和2年度までに学校施設の長寿命化計画を策定し、改築中心の整備から可能な限り長寿命化改修に重点を移すと共に、計画的な老朽化対策に取り組むことを求めています。

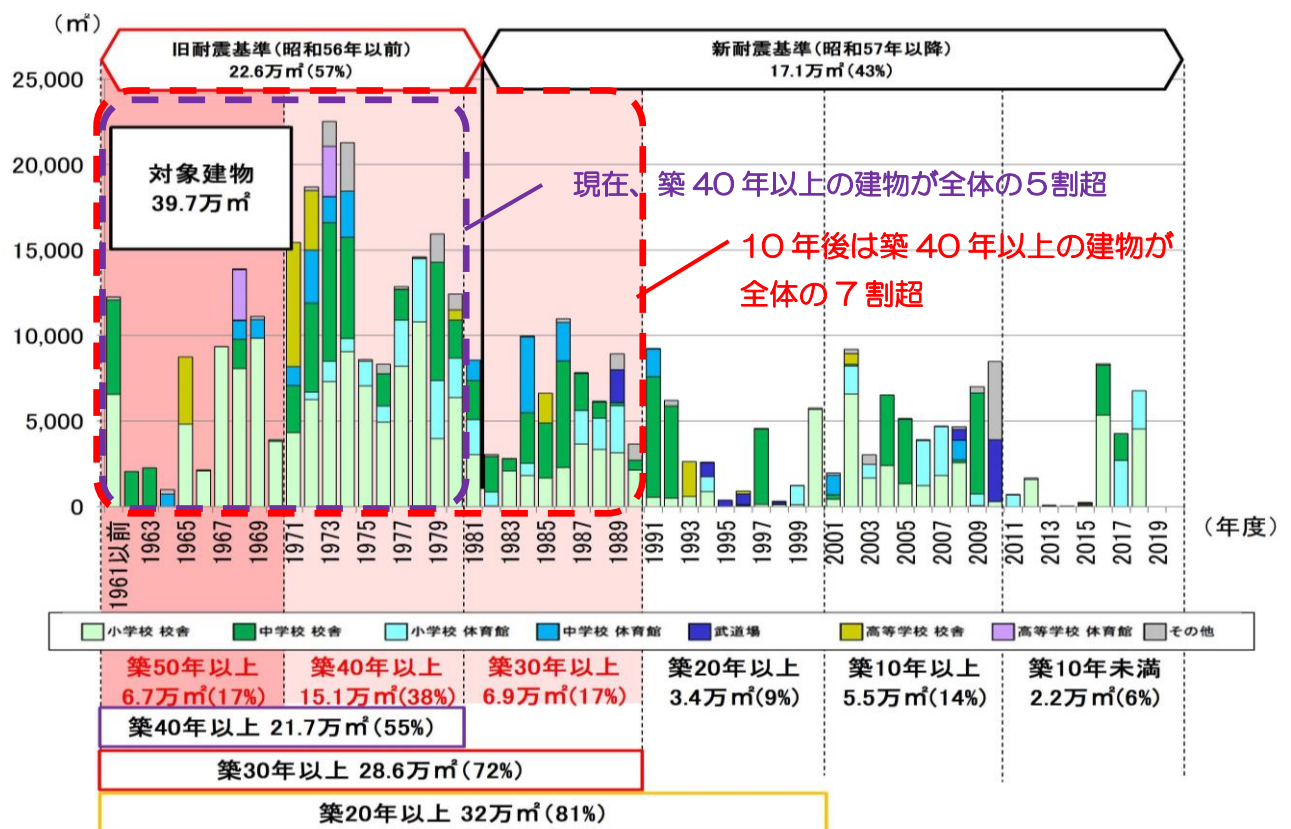
2 計画の目的

本計画は、学校施設に求められる機能や性能を確保しながら、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び支出の平準化を目的としています。また国では、令和3年度以降の交付金事業について、本計画の策定を事業申請の前提条件とすることが検討されています。

3 計画期間と対象施設

計画期間：2050年度までの30年間

対象施設：市立学校全66校（小46・中17・特支1・高2）



建築年度別整備状況

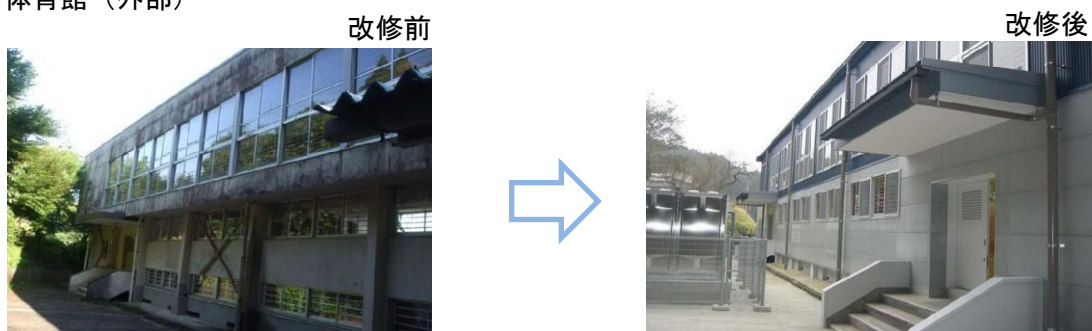
4 計画の基本方針等

- ① 目標使用年数を原則80年とし、長期間利用可能な学校施設は、長寿命化を図ります。構造躯体が長期間の利用に適さない場合など、学校施設の状態に応じて改築実施の検討を行うものとします。
- ② 長寿命化型へ移行するため「対症療法的な最低限の維持管理」から「予防保全型の維持管理」への転換を図ります。
- ③ 将来にわたって教育環境の整備水準を向上させる「長寿命化改修工事」と経年劣化、機能低下に対して復旧する「保全改修工事」を計画的に実施します。

◆長寿命化による改修事例◆

文部科学省「学校施設の長寿命化改修の手引（H26）」より他市事例の抜粋

■体育館（外部）



- ④ 上記①～③によって、2050年度までの30年間を対象期間とし、対象施設をそのまま保有した場合の今後30年間に必要な維持・更新コストは、改築中心の従来型（73億円/年）に対し長寿命化型（60億円/年）となり、年平均費用を約17%（年間13億円）削減する効果があります。

5 今後の取組み

児童数に応じた学校規模の適正化が求められていることや、学校施設の集中化や民間活用並びに学校施設の多面的な活用等について検討を行っていくと同時に事業実施時期の調整等によるコストの更なる平準化を進めます。

久留米大学本館の登録有形文化財（建造物）への登録について

1. 概要

歴史的建造物である久留米大学本館について、久留米市はその重要性から調査を進めてきましたが、令和2年7月17日の文化庁の文化審議会文化財分科会による答申を受け、国の登録有形文化財（建造物）に登録されることになりましたので報告します。

2. 久留米大学本館について

久留米大学本館は、旧制九州医学専門学校として昭和4年（1929年）に建設されました。本館の建設には、日本足袋株式会社の石橋徳次郎・正二郎氏により敷地と建設費が寄付され、設計は九州に多くの作品を残している建築家の松田昌平が行いました。昭和28年（1953年）の大水害に見舞われながらも復興し、医療のまち・久留米の原点とも言える戦前期から残る数少ない建造物の一つです。

3. 登録される文化財の名称等

指定名称：久留米大学本館（くるめだいがくほんかん）

指定種別：登録有形文化財（建造物）

4. 経過と今後のスケジュール

- ・ 1月31日付けで、福岡県を通して文化庁へ登録に係る意見を進達
- ・ 7月17日 文化審議会文化財分科会による答申
- ・ 9～10月 国の告示（予定）
⇒正式に国登録有形文化財になります。（告示日が登録日）



▲久留米大学本館（西正面から）

小学校統合準備協議会の設置について

1 概要

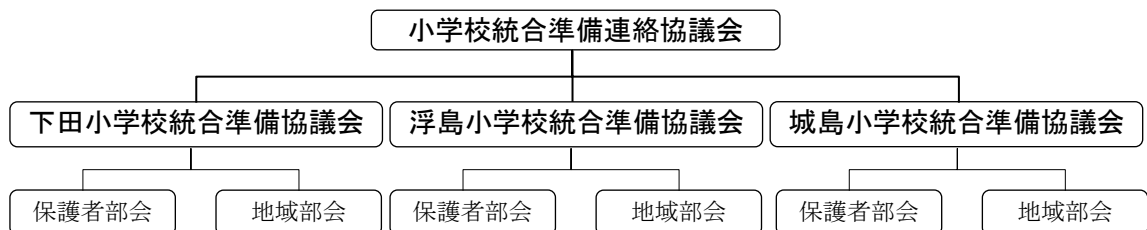
市議会6月定例会において、「久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例案」が可決され、令和3年4月に、下田小・浮島小・城島小による統合を実施します。これを受けて、市では、保護者・地域・学校・市・市教育委員会が一体となって、円滑に学校統合を進めていくために、3校に「小学校統合準備協議会」を設置し、協議や準備を進めていきます。

2 小学校統合の準備体制について

3校に設置する「小学校統合準備協議会」のほか、それぞれの協議状況の情報共有や合同で協議するための「連絡協議会」を設置します。

また、「小学校統合準備協議会」に設置する保護者部会や地域部会は、保護者や地域が主体となって設置する組織で、市教育委員会や城島総合支所などが委員や事務局として参画していきます。

【小学校統合の準備体制の全体図】



3 小学校統合準備協議会について

(1) 役割

本準備協議会は、市や市教育委員会が学校統合に伴う準備や検討を進める上で、以下に掲げる事項に関して、協議・調整を行うものです。

(2) 協議事項

- 通学に関すること
- 閉校及び統合に伴う式典や行事等に関すること
- 閉校に伴う学校施設等の利用に関すること
- その他学校統合に向けて必要な事項に関すること

(3) 組織構成

- 委員：保護者・地域の代表（各3名）、校長、市、市教育委員会
- 事務局：教育部

(4) 開催時期

3校それぞれの第1回協議会を8月中旬に開催する予定です。（当初、7月中旬に開催予定でしたが大雨により延期しています。）その後は、毎月1回程度、定例的に開催していく予定です。